

第Ⅲ部 政策分野ごとの概況・施策の実施状況と課題

政策1. 緑と水辺に恵まれた多自然都市を創る

1. 現行計画における施策の方向性と体系

豊かな緑と水辺を活かしてやすらぎとうるおいのある都市空間を形成し、次代に引き継いでいくため、自然緑地や森林などの貴重な自然環境や生態系の保全と活用を図り、河川や海岸をはじめとする親水空間等の水辺環境の回復と活用を推進します。また、自然歩道やサイクリングコースなどを整備し、緑と水辺のネットワークの形成を進めます。

さらに、身近な緑とふれあう住区基幹公園をはじめ、レクリエーションの拠点となる都市基幹公園など、公園緑地の整備を推進し生活環境を豊かにするとともに、街路樹や花のあふれるまちづくりを推進するなど、緑と水辺の都市づくりを進めます。

○施策体系

I うるおいをはぐくむ緑と水辺の保全と創造を図る

(自然緑地・森林の保全と整備、水辺環境の回復と活用、緑と水辺のネットワーク化の推進)

II 緑あふれる都市空間の保全と創造を図る

(公園緑地の整備、公園利用の促進と管理の充実、緑化の推進、花のあふれるまちづくりの推進)

2. 分野の概況と施策の実施状況

< I うるおいをはぐくむ緑と水辺の保全と創造を図る >

(1) マクロ的な動向

①心の豊かさを重視する価値観が多数を占めるなかで、豊かな緑と水辺に象徴される自然とのふれあいは、豊かな生活の大きな要素となっている。さらに、近年、身近な住環境における緑と水辺という視点に加え、地球環境問題への意識の高まりを受けて、生態系の保全や自然との共生の視点から緑と水辺の保全・創造を捉える傾向も強まっている。

②「環境に関する世論調査」(内閣府・H21.6)について、自然に関する主要な結果を示す。

・「自然について」は「関心がある」が91.7%と高い回答を得ており、平成13年度調査における回答率81.9%をさらに上回っている。

・「多種多様な生物が生息できる環境の保全」については、

・人間の生活がある程度制約されても、環境の保全を優先する：41.1% (H13は35.0%)

・人間の生活が制約されない程度に、環境の保全を進める：50.4% (57.2%)

となっており、生物多様性のための環境保全の重要性の認識は高まっている。

③わが国では、平成7年に策定された「生物多様性国家戦略」について二度の見直しを経て、第三次生物多様性国家戦略が平成19年に閣議決定されている。このなかで、地域レベル

の取組みが強調されるとともに、「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然との関係を再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野をもって行動する」の4つの基本戦略と行動計画が示されている。

- ④平成20年6月に生物多様性基本法が制定された。同法は、生物の多様性が人類の生存基盤であるだけでなく、文化の多様性を支えているという基本的な認識のもとに定められ、地方自治体による生物多様性地域戦略の策定を努力義務として規定している。

(2) 千葉市における動向

- ①特別緑地保全地区（都市緑地法に基づくもので、都市の良好な緑地を永続的に保全することを目的とする）は、平成13年度以降、新たに4地区・約16.3haが指定され、平成20年度末現在、9地区・約24.4haに拡大されている。
- ②ふるさとの原風景であり多様な生態系を有する谷津田の保全に向けて「谷津田の自然の保全施策指針」（H15.7）を策定するとともに、農家や地域住民の理解と協力のもとに谷津田等の保全区域の指定を進めており、平成20年度末現在、12地区・約20.6haが指定されている。このほか、谷津田や里山の自然環境を保全し、市民が身近な自然とふれあう場として、大草谷津田いきものの里（約26ha）が平成18年5月にオープンし、ボランティア育成講座修了生を中心に田んぼづくりや森づくりが行われている。
- ③里山の公益的な機能を高め、市民の理解を深めるため、里山地区の指定を進めており、平成20年度末現在、3地区・約10.0haが指定されている。
- ④平成18年度からは「街山づくりプログラム」（注）に取り組んでおり、これまでに松ヶ丘中学校校区で「街山づくりモデル地区計画」を策定するとともに、市民緑地として4地区（約5.7ha）を開設している。

注：街山づくりプログラム

- ・「街山」は市街地内の樹林地を指す千葉市独自のキーワード
- ・街山づくりプログラムは、街山づくり地区計画の策定、市民緑地制度の活用によって、市民との協働により地域のみどりを守るための事業を進めることを目的としている。

- ⑤坂月川上流部の小倉市民の森と坂月川に挟まれた区域約5,000㎡の休耕田を利用して池や水路、散策用の木道等を設置するなど、現状の自然に配慮したビオトープを整備し、市民との協働により管理運営を進めている。
- ⑥都川総合親水公園（計画面積43.8ha）（注）は、都川治水対策の一環として千葉県が整備している都川多目的遊水池の上部等を有効活用し、千葉市が公園として整備するもので、平成18年度に事業着手し、現在、「小川・田んぼエリア」（約2.2ha）の整備を進めている。

注：平成22年4月以降は「都川水の里公園」

- ⑦国の絶滅危惧種にも指定されている市の鳥コアジサシについては、暫定的な繁殖地（約5,000㎡）を整備するなど、保護に取り組んでおり、平成20年度には市内に1か所のコロニー（集団営巣地）が形成されるなど、対策の効果が現れている。

- ⑧水辺環境の回復・活用に向けた河川改修や排水路の整備が進められており、生実川の整備が完了している。
- ⑨雨水の貯留・浸透を進めるため、雨水貯留・浸透施設の設置に対する助成のほか、学校校庭への貯留施設の設置、透水性舗装、下水道雨水貯留浸透事業などが進められている。

<Ⅱ 緑あふれる都市空間の保全と創造を図る>

(1) マクロ的な動向

- ①わが国全体として都市公園の整備は着実に進められており、一人あたり面積で見ると、平成7年度末の7.1㎡から平成19年度末には9.4㎡へと増大している。しかし、大都市圏の整備水準は概して低く、東京圏では、埼玉県6.4㎡、千葉県6.1㎡、東京都4.1㎡、神奈川県4.7㎡となっている。
- ②平成16年6月には都市緑地保全法、都市公園法等の改正（都市保全緑地法は都市緑地法に改称）が行われ、市街地や都市近郊における緑化に向けて、緑地保全地域制度（届出制により一定の土地利用を認めつつ緩やかな規制を行う）、緑化地域制度（都市計画の地域地区として緑化地域を指定し、大規模な敷地面積の建築物の新築・増築に際し、一定割合以上の緑化を義務付ける）が創設されている。
- ③上記の都市公園法改正のなかで、都市公園については、立体都市公園制度の創設、借地公園の整備促進に向けた規定に加え、地域住民や民間事業者等による公園施設の整備・管理が明文化された。

(2) 千葉市における動向

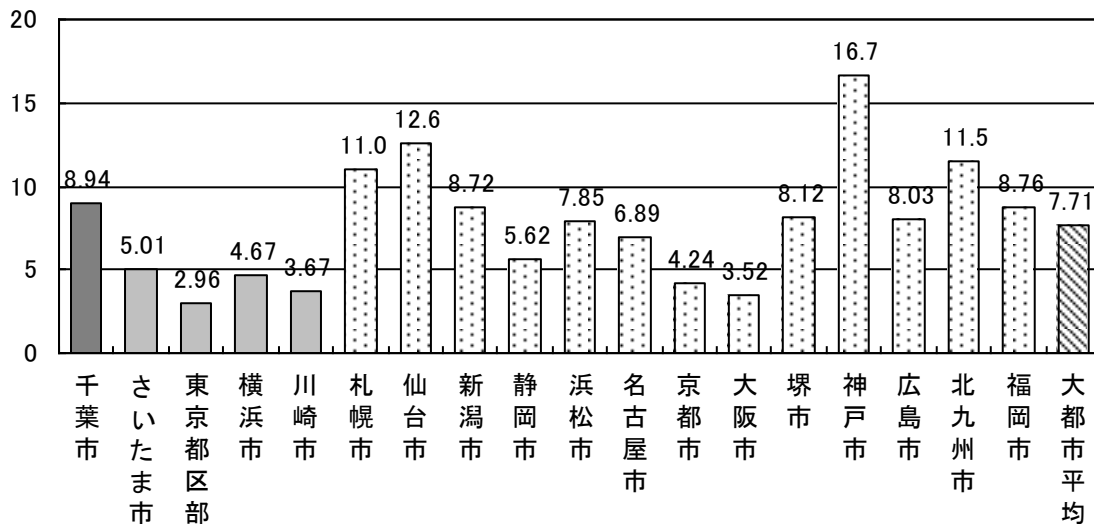
- ①都市公園としては、花島公園（総合公園）の整備を進め、開園面積が14.9ha（H20.4）に拡大したほか、蘇我スポーツ公園（計画面積46.0ha、H17に7.4haを供用開始）、都川総合親水公園（総合公園）の整備などを進めている。また、地区公園として、宮野木中央公園（H19）、加曽利じゅんさい公園（H17）、近隣公園として、石橋記念公園（H19）、そが野ふれあい公園（H17）などの整備を完了し、供用を開始した。
- ②都市緑地として、松ヶ丘緑地、柏井第1緑地、長作緑地等の用地買収・整備を進めている。
- ③市立都市公園の施設数・面積は954か所・680ha（平成20年度末）で、平成15年度末（875か所・657ha）からの5年間で、79か所・23haの増加となっている（この他に、県立都市公園として、4か所・164.8haがある）。都市公園の市民一人あたり面積は、政令指定都市の中でも高い水準にある（図3-1参照）。
- ④公園の利用促進・安全性の向上のため、稲毛海浜公園、昭和の森、泉自然公園、亥鼻公園、本千葉公園など、老朽化した公園の施設等の改修・再整備やバリアフリー化を行っている。
- ⑤平成18年に園生の森公園（市民の憩いの場・豊かな生き物の生息の場・自然とのふれあいの場となっている市街地の貴重なみどり）が開設され、市民団体による植生の保護・育成活動が行われている。また、子どもたちの森公園（既存樹林地の保全・活用を図るとともに、子どもたちが、自然の中で自由に自分の発想と自分の責任で遊ぶことができる公園）、では、市民団体との協働によりプレーパークが運営されている。

⑥住宅地の緑化のため、緑地協定の締結を進めており、173 地区・614.8ha・40,742 戸（H20 年度末）という全国でも高い実績をあげている。

⑦花のあふれるまちづくりとして、花いっぱい市民活動助成、3 都心フラワープロムナード、手づくりトピアリーなど、市民・企業との協働により事業を展開している。

図 3-1 都市公園 市民一人あたり面積（㎡/人、H19 年度末）

資料：都市計画年報



3. 次期基本計画に向けた課題

①市民参加・協働による施策展開の充実

千葉市は、市域面積の 53%に相当する広い市街化調整区域があることにもみられるように、東京圏のなかでは緑に恵まれた都市であり、豊かな緑の保全・活用に向けて、市行政においても多様な施策メニューを組み立てながら、取組みを進めてきた。

その成果は、市民 1 万人アンケートにおいて、「5 年前と比べて、千葉市の生活環境で特に良くなった点」として、「身近な安らぎの場（公園や水辺、遊歩道など）」が 14.9%（26 項目中の第 5 位）の回答を得たことに示されている。また、政策評価指標「市内の花や緑は豊かだと思う市民の割合」「身近な水辺に親しみを感じる市民の割合」「身近な公園に満足している市民の割合」はいずれも上昇傾向にある。

さらに、市民の活動状況をみると、「緑と水辺に恵まれた花のあふれるまちづくり参加・協働団体数」や「自宅や地域で花づくりや植樹など緑化活動をしている市民」の割合は増加傾向にある。今後は、「街山づくりプログラム」なども活用し、行政との協働を図りながら、市民の主体的な活動を一層促進していくことが求められる。この場合、園生の森公園や子どもたちの森公園のように、市民がアイデアを活かしながら活動できる場を用意することが重要である。

②緑と水辺の保全に対する継続的な取組み

政策評価指標「市内の花や緑は豊かだと思う市民の割合」や「身近な水辺に親しみを感じる市民の割合」は上昇しているが、市民 1 万人アンケートでは、「緑と水辺分野」で今後重要

なこととしては、「緑地や森林の保全」や「遊歩道やサイクリングロードの整備など、緑と水辺のネットワーク化」「水辺の環境の保全と活用」などが前回調査と同様に高い回答率を得ている。これは、施策の進捗については評価されているが、緑と水辺の保全は依然として重要な課題であることを示している。

表 3-1 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：％

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
市内の花や緑は豊かだと思う市民の割合	54.1	62.3	60	70
身近な水辺に親しみを感じる市民の割合	31.6	36.4	40	50
身近な公園に満足している市民の割合	38.5	45.6	50	60
自宅や地域で花作りや植樹など緑化活動をしている市民の割合	34.2	37.7	40	50

資料：千葉市「政策評価表」：第 1 部 緑と水辺に恵まれた多自然都市を創る

表 3-2 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
谷津田保全区域面積 (ha)	9	12	15	21	18	24
親しみのある水辺に整備した割合 (%)	33.4	35.2	38.9	41.4	47.4	56.8
都市公園整備面積 (ha)	812	828	840	845	833	847
大規模な公園の利用者数 (人/年)	3,004,183	3,329,235	3,142,384	3,053,652	3,085,673	3,140,000
緑地協定締結数 (地区)	172	172	173	173	178	182
花のあふれるまちづくり参加・協働団体数 (団体)	345	396	424	434	390	420

資料：千葉市「政策評価表」：第 1 部 緑と水辺に恵まれた多自然都市を創る

表 3-3 市民 1 万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3 つまで選択）

項 目	H16	H21
1. 緑地や森林の保全	48.9%	48.8%
2. 水辺の環境の保全と活用	32.8%	34.2%
3. 遊歩道やサイクリングロードの整備など、緑と水辺のネットワーク化	41.2%	43.1%
4. 公園の整備	35.9%	32.9%
5. 公園利用の促進と管理の充実	30.4%	29.9%
6. 森林ボランティアや緑と花の地域リーダーなどの育成と活動の支援	15.5%	16.0%
7. 公共施設や民有地の緑化	34.0%	30.5%
8. 花のあふれるまちづくりの推進	26.0%	24.5%
9. その他	3.2%	3.5%
無回答	2.1%	2.7%

政策 2. 地球と共に生きる循環型都市を創る

1. 現行計画における施策の方向性と体系

人間の諸活動による環境への負荷を可能な限り軽減し、良好な地球環境を保全・継承していくことは、次の世代に対する責任でもあります。

私たちは、地球市民としての自覚を持ち、自然と共にある市民生活を実現するため、地球環境問題への対応、環境保全活動への市民参加の促進、汚染防止対策などを進めるとともに、ごみの排出抑制と適正処理・リサイクルを進め、資源循環型の都市システムの構築を目指します。

○施策体系

I 人に、自然にやさしい環境づくりを進める

(環境共生都市づくりへの取り組み、環境学習・環境教育の推進、自然とふれあう環境づくりの推進、良好な大気環境づくりの推進、良好な水環境づくりの推進、良好な地質環境づくりの推進、省エネ・省資源型社会づくりの推進)

II ごみの排出抑制と適正処理・リサイクルを進める

(資源循環型社会づくりの推進、ごみの適正処理の推進、産業廃棄物処理対策の推進)

2. 分野の概況と施策の実施状況

< I 人に、自然にやさしい環境づくりを進める >

(1) マクロ的な動向

- ①地球温暖化を始めとする地球環境問題の深刻化、化石燃料等の天然資源の枯渇の懸念などから、環境との共生の重要性についての認識は深まっている。このなかで、温室効果ガスの大幅な削減による低炭素社会の形成、3Rの推進などによる循環型社会の形成を通じた、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築が求められている。
- ②地球温暖化については、平成17年2月に京都議定書が発効し、わが国は温室効果ガスの排出量を第1約束期間(H20~H24)に、平成2年レベルから6%削減することが定められた。これを受け、京都議定書目標計画(H17.4閣議決定)による取り組みが進められている。また、長期的な観点から、低炭素社会に移行していくための道筋を示すものとして、低炭素社会づくり行動計画(H20.7)が定められ、わが国の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに80%削減する長期目標とともに、政策の柱として「革新技術の開発と既存先進技術の普及」「国全体を低炭素化へと動かしていくための仕組み」「地方、国民の取り組み支援」が示されている。なお、国では、温室効果ガス削減の中期目標として、2020年までの25%削減を閣議決定している(H22.3)。
- ③このような動きのなかで、企業においても、その社会的責任を果たすために、環境報告書の公開や環境会計(注)の導入、グリーン購入の実施、排出権取引市場(カーボン・オフセット市場)の活用など、さまざまな取り組みが広がっている。

注：環境会計：事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位）に測定し伝達する仕組み。環境省が「環境会計ガイドライン」を公表している。

- ④平成 20 年後半以降の世界同時不況のなかで、不況を乗り切る鍵を環境対策に求め、環境負荷を減らしながら、経済効果や雇用を生み出そうとする「グリーン・ニューディール」の考え方が唱えられている。総合科学技術会議においても、「2009 年の科学技術政策の重要課題」（H21.2）において、「科学技術立国こそ日本の生きる道」との認識から、わが国の強みである環境エネルギー技術を磨き、強化することによって新たな成長を目指すことが提言されている。
- ⑤大気環境・水環境などの身近な地域の環境は、全般的には着実な改善傾向にある。しかし、光化学オキシダントについては、大都市圏などで改善が進んでおらず、大気汚染防止法の改正（光化学オキシダントの原因物質となる VOC（揮発性有機化合物）の排出の規制）、自動車 NO_x・PM 法改正（交差点等の局地的な対策、流入車対策など）が行われている。

（2）千葉市における動向

- ①千葉市では、市役所本庁舎を適用範囲として ISO14001 の認証を平成 13 年に取得し、その後、中央コミュニティセンター（H14）、区役所・ポートサイドタワー（H16）、浄化センター・清掃工場（H19）においても認証を取得している。
- ②地球温暖化対策を総合的に推進するため、千葉市地球温暖化対策地域推進計画（H16.3）を策定している。同計画では、平成 22 年度の温室効果ガス総排出量を平成 12 年度より約 6%削減し、可能な限り平成 2 年度（基準年度）のレベルを下回ることを目指している。市域からの温室効果ガス総排出量の実績値は 18,293 千トン-CO₂（平成 20 年度）で、平成 12 年度の 17,888 千トン-CO₂に比べて 2.3%の増加となっている。
- ③地球温暖化防止の取組みとして、環境家計簿を活用した「エコファミリーづくり」（H21.7 の登録世帯数は 7,020）、「ちばし環境宣言」（登録数は約 48,636 名）などのキャンペーンを行っている。
- ④千葉市自らの取組みとして、市地球温暖化防止実行計画を策定し、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。平成 20 年度における総排出量は 254.1 千トン-CO₂で、平成 17 年度（基準年次）に比べて 3.2%の減少となっている。
- ⑤学校や集客型施設を対象として太陽光発電設備等の導入を進めている。平成 19 年度末における導入実績は 23 か所・340kw で、発電規模で見ると、17 政令市の第 6 位に位置している。この他、住宅用太陽光発電設置の助成を行っている（年間 50 件程度）。
- ⑥大気環境では、いおう酸化物、窒素酸化物は、全測定局で環境基準を達成している。しかし、光化学オキシダントについては、原因物質となる揮発性有機化合物（VOC）を排出する施設に対する規制・指導を行っているが、平成 20 年度は全測定局が未達成で改善傾向はみられていない。なお、自動車排出ガスによる大気汚染は、八都府市首脳会議の合意に基づくディーゼル車の運行に対する規制のほか、近年の各種規制や低公害車の普及などにより、二酸化窒素・浮遊粒子状物質が環境基準を概ね達成するなど、改善傾向にある。

- ⑦市内 5 河川の 10 年間の水質変化（BOD）をみると、公共下水道の普及・農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置などによって、良化または横ばい傾向にある。平成 20 年度には、花見川・村田川（C 類型）、都川・葎川（E 類型）では全測地点で環境基準を達成しており、鹿島川（A 類型）でも 1 地点を除いて環境基準を達成している。
- ⑧ダイオキシン類は、法に基づく立入検査を実施しており、環境目標値を達成している。
- ⑨環境学習・環境教育としては、毎年、小・中学校に環境学習モデル校を指定して取組みを進めているほか、公民館における環境学習講座等の事業を実施している。

<Ⅱ ごみの排出抑制と適正処理・リサイクルを進める>

（1）マクロ的な動向

- ①循環型社会の形成は、低炭素社会や自然共生社会への取組みと統合して「持続可能な社会」の実現をめざすものであり、その推進に向けて「第二次循環型社会形成推進基本計画」（H20.3 閣議決定）が定められている。
- ②同計画では、中長期的なイメージとして、長期優良住宅の普及などによるストック型社会の形成、地域・資源の特性に応じた循環型社会（地域循環圏）の構築の考え方を打ち出すとともに、平成 27 年（目標年次）における廃棄物の減量化等の数値目標を示している。
- ③循環型社会形成に向けた法制度は従来から整備されてきたが、近年、容器包装リサイクル法改正（H18.6、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化促進）、食品リサイクル法改正（H19.6、遅れのみられる食品小売業・外食産業による食品リサイクルの取組を強化）など、リサイクルを一層進めるよう、法改正が行われている。
- ④「循環型社会形成に対する意識・行動に関するアンケート調査」（環境省、H20.9）では、次のような回答状況となっており、ごみ問題への関心は高いが、それが必ずしも具体的な行動に結びついていないことが示されている。

・ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある	86.1%
・ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心がけている	48.2%
・マイバッグを持参しレジ袋を断るようしたり、過剰な包装を断ったりしている	64.3%
・びん牛乳など再使用可能な容器を使った製品を買っている	10.0%
・スーパーのトレイや携帯電話など、店頭回収に協力している	41.4%
- ⑤全国におけるごみの排出量は、1 人 1 日あたり 1,089 グラム（H19）で、そのピークであった平成 12 年度からは約 8%の減少である。また、リサイクル率は着実に上昇し 20.3%となっている。（環境省「一般廃棄物処理実態調査」）
- ⑥最終処分場については、残余容量の減少が続いているが、最終処分量が減少しているため、残余年数は 15.7 年で横ばいに推移している。しかし、関東ブロック・中部ブロック等では、最終処分場が確保できず、域外に廃棄物が流出する傾向がみられる。（環境省「一般廃棄物処理実態調査」）

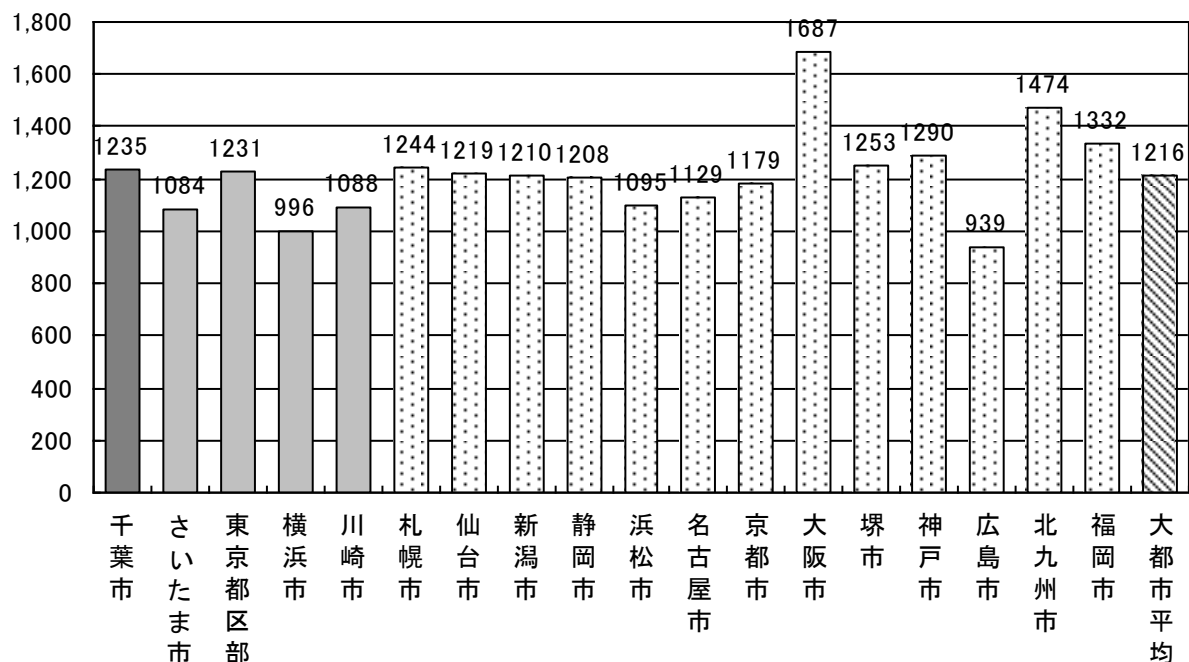
(2) 千葉市における動向

- ①徹底したごみの減量・再資源化により、平成28年度までに焼却ごみの1/3にあたる10万トン进行削減し、2清掃工場体制を実現するため、新たな一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（H19.3）を策定している。
- ②市民・事業者・市が自主的にごみ減量に取り組む行動指針となる「ちばルール」の実効性を高めるため、出前講座や説明会などを含む普及・啓発を広く行っている。また、古紙・布類のステーション回収の拡大（H18.10から市内全域）、古紙・布類の分別収集（6分別、H20）などにより、ごみの減量化・再資源化に取り組んでいる。このほか、平成19年からは、生ごみのバイオガス化処理に向けたモデル事業（市内3地区）、剪定枝をバイオマス資源として再利用するための剪定枝循環利用実証事業を行っている。
- ③ごみ排出量は減少傾向で推移し、1人1日あたりの家庭ごみ排出量は689g（H20）で、H16年から7.6%の減少となっている。リサイクル率は29%（H20）に上昇している。
- ④ごみ焼却施設としては、北、北谷津、新港の3つの清掃工場が稼働しているが、昭和53年に整備された北谷津清掃工場の老朽化が進んでいる。
- ⑤最終処分場としては、東部最終処分場の埋立てが平成12年度に終了し、現在、新内陸最終処分場ですべてを処分しているが、平成36年度に埋立終了の予定で、焼却灰の熔融スラグ化等により延命化を図っている。なお、平成9年に埋立ての完了した下田最終処分場については、跡地利用として、平成20年に市民ゴルフ場がオープンしている。
- ⑥産業廃棄物の処理は、排出者責任を原則としており、市では、事業所の立入検査、多量排出事業者に対する指導などのほか、監視パトロールを行っている。なお、平成18年には、産業廃棄物の不適正処理に迅速に対応するための体制を強化している。

図3-2 ごみ排出量の比較（1人1日あたり、平成19年度）

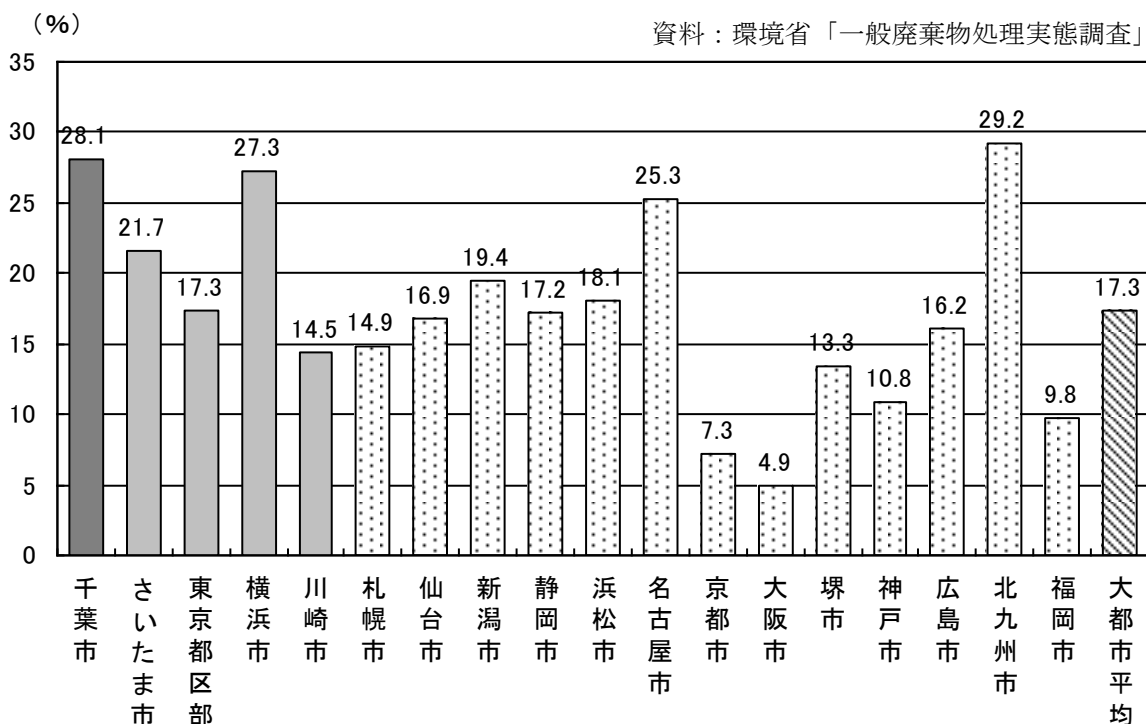
（g/人・日）

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査」



注：「一般廃棄物処理実態調査」の数値は、指標算出方法が千葉市と異なるため、表3-5に示す市民生活指標などとは数値が一致しない

図 3-3 リサイクル率の比較（平成 19 年度）



3. 次期基本計画に向けた課題

①環境に対する「意識・関心」を「行動」につなげる

温室効果ガス排出量の削減に向けた取組みは、市民からも評価されており（注）、政策評価指標「ごみの排出抑制やリサイクルに心がけている市民の割合」「省資源・省エネルギーに心がけている市民の割合」は、この5年間で確実に増加するなど、市民の自覚も意識面では高まっている。

注：市民1万人アンケートにおいて、「5年前と比べて、千葉市の生活環境で特に良くなった点」として、「地球温暖化への配慮（例：ごみの減量・リサイクルや環境にやさしい製品の購入など）」は、「特に良くなった」の回答が22.1%を占めて第2位となっている。

しかし、多くの自治体と同様に、温室効果ガス排出量削減には至っていない。その理由の一つとして、同計画では、市の推進する施策は「情報発信・普及啓発」「取組み支援」「パートナーシップの構築」などが中心で、各主体（市民・事業者）の取組みのサポートが基本となっていたことが考えられる。

このため、今後は、地球温暖化に関する市民の高い関心や意識を行動に結びつける仕組みや条件整備に積極的に取り組んでいくことが重要であり、先進事例等も参考にしながら、集合住宅の共有部分の省エネ（人感センサー化など）、カーシェアリング、容器包装類への課徴金制度やデポジット、地域版排出量取引制度（注）などの新しい仕組みの積極的な活用などについても検討が求められる。

注：地域版排出量取引制度：例えば、東京都では環境確保条例の改正（H20.7）により、大規模事業所に対する温室効果ガス排出の「総量削減義務と排出量取引制度」を導入している（削減義務は平成 22 年 4 月から実施）。

なお、市民 1 万人アンケートにおいて、「環境分野」で今後重要なこととして、「地球温暖化を防止するために二酸化炭素を減らすなど、地球環境問題への対応」の回答率は、この 5 年間は横ばい傾向であるが、より具体的な内容を示した選択肢である「省エネルギーの推進や太陽光・風力などの自然エネルギーの利用」の回答率は 20.8%（H16）から 25.5%（H21）へと上昇しており、具体的な行動を可能とする条件が整いつつあるとも考えられる。

②ごみの減量に向けた取組みの充実

千葉市では、ごみのリサイクル率は政令指定都市の中では高い水準にあるが、ごみの排出量自体は少ないとはいえない（図 3-2、図 3-3 参照）。また、老朽化したごみ焼却施設の存在、最終処分場の制約等など、ごみ処理における課題も抱えていて、ごみの減量化は大きな課題になっている。

このため、「挑戦！焼却ごみ 1/3 削減」を掲げた取組みを進めており、ごみの排出量の削減などの成果も現れているが、今後、循環型社会の形成に向けて、さらに取組みを充実・強化していく必要がある。

③きれいな環境の回復と自然との共生

市民 1 万人アンケートにおいて、「環境分野」で今後重要なこととして、「千葉市の海や川・地下水をきれいにする取組み」（49.1%）が最も多く、「ごみの不法投棄の防止」（35.6%、第 2 位）、「地球温暖化を防止するために二酸化炭素を減らすなど、地球環境問題への対応」（30.6%で第 3 位）などを上回っている。

地球生態系と両立できる持続可能な社会の形成には、「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」に加えて、「自然共生社会づくり」を統合的に進めていくことが必要であり、身近な環境をきれいにするという観点とともに、環境負荷の低減を図る取組みを充実していく必要がある。

表 3-4 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：%

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
ごみの排出抑制やリサイクルに心がけている市民の割合	55.4	66.7	65	70
省資源・省エネルギーに心がけている市民の割合	53.1	61.8	80	90
美化・環境保全活動をしている市民の割合	20.2	22.9	30	40

資料：千葉市「政策評価表」：第 2 部 地球と共に生きる循環型都市を創る

表 3-5 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
温室効果ガスの総排出量（千tCO2／年）	17,888	18,577	18,378	18,293	17,233	16,796
BOD 達成率（％）	55	40	65	55	82	100
ごみ（一般廃棄物）の再生利用率（％）	24	25	28	29	31	35
一人 1 日あたりのごみ（一般廃棄物）排出量（g）	1,025	1,005	918	863	929	865

資料：千葉市「政策評価表」：第 2 部 地球と共に生きる循環型都市を創る

表 3-6 市民 1 万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3 つまで選択）

項 目	H16	H21
1. 地球温暖化を防止するために二酸化炭素を減らすなど、地球環境問題への対応	31.4%	30.6%
2. 環境学習・環境教育の推進	10.7%	11.1%
3. 市民参加による環境保全活動の支援	5.4%	6.6%
4. 環境に配慮した事業活動への支援	7.4%	7.2%
5. 谷津田や里山など、身近な自然とふれあう環境づくり	13.8%	16.1%
6. ダイオキシンや環境ホルモンなど、化学物質による環境汚染を防止するための対策	31.9%	23.3%
7. 千葉市の空気をきれいにする取組み	27.9%	27.5%
8. 千葉市の海や川・地下水をきれいにする	48.9%	49.1%
9. 省エネルギーの推進や太陽光・風力などの自然エネルギーの利用	20.8%	25.5%
10. ごみの分別収集や減量化・リサイクル	22.3%	23.7%
11. ごみ処理施設・埋立処分場の整備	7.3%	7.5%
12. ごみの不法投棄の防止	40.4%	35.6%
13. 産業廃棄物の処理対策	10.8%	7.4%
14. その他	1.4%	1.4%
無回答	2.3%	3.5%

政策3. 安心して暮らせる健康福祉のまちをつくる

1. 現行計画における施策の方向性と体系

誰もが一生を安心して健康に過ごすことができるよう、地域保健福祉体制等保健福祉基盤の充実を図るとともに、保健サービスや医療体制の充実により健康づくりを推進します。

また、活力ある長寿社会の創造に向けて、在宅サービスや生きがい対策の充実を図るとともに、子育て支援の充実など安心して生み育てることのできる環境づくりや障害者の自立と社会参画を促進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指します。

○施策体系

- I 保健福祉基盤の充実を図る
(地域保健福祉体制の充実、福祉のまちづくりの推進)
- II 健康づくりを推進する
(保健サービスの充実、医療体制の充実、食品・環境衛生体制の充実)
- III 活力ある長寿社会を創造する
(在宅サービスの充実、施設サービスの充実、生きがい対策の推進)
- IV 安心して生み、育てる環境づくりを推進する
(子育て支援施策の推進、健全育成環境づくりの推進、援護を必要とする子どもや家庭への支援)
- V 障害のある人もない人も共に暮らせる社会を実現する
(障害児療育の充実、自立と社会参加の促進、地域生活の支援強化、施設サービスの充実)

2. 分野の概況と施策の実施状況

< I 保健福祉基盤の充実を図る >

(1) マクロ的な動向

- ①社会福祉法の制定 (H12) により、福祉サービスが「行政による措置」から「利用者による選択」へと大きく変化し、「地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」などの方向に基づいて、市町村地域福祉計画が位置づけられることとなった。
- ②「地域福祉」は、住民が身近な地域社会で自立した生活を営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りながら、住民による社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものである(社会福祉法の解説 (H13.10 社会福祉法令研究会編))。
- ③全国社会福祉協議会では、地域福祉活動として、次のような仕組みづくりを提案している。
 - ・地域総合生活相談・生活支援システム(地域において住民の相談を確実に受けとめ、切れ目のない支援を行うシステムづくり)
 - ・地域福祉型福祉サービス(地域における利用者のその人らしい生活を支えるケア、また地域社会に根ざした運営を行うというサービス・活動)

・小地域ネットワーク活動（要援護者一人ひとりに近隣の人びとが見守り活動や援助活動を展開する小地域の活動）

- ④わが国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、近年は3万2千人～3万3千人で推移している。自殺は、個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、その背景に様々な社会的要因があり、総合的な対策が必要という認識のもとに、自殺対策基本法（H18.6）が制定され、国や地方公共団体の自殺対策の実施等に関する責務が規定された。

（2）千葉市における動向

- ①保健福祉サービス提供の拠点として、保健センターと福祉事務所を統合した保健福祉センターは、平成22年4月に花見川区・稲毛区においてオープンする予定であり、既設の若葉区（H17）、美浜区・緑区・中央区（H19）と合わせて、全区で開設されることとなる。
- ②各区に4つの地区フォーラム（委員数は6区合計で408人）を設けて、「住民参加」「連携」「共生」を基本的な視点とする千葉市地域福祉計画及び区地域福祉計画が策定されている（計画期間はH18～H22）。また、計画推進のために、平成18年度に地域住民・地域福祉活動者・社会福祉事業者による区地域福祉推進協議会（委員数は6区合計168人）が設けられ、住民同士の情報交換を通じた取組みの成果の共有、課題や今後の取組みに関する意見交換のほか、活動事例の発表や広報紙の発行を行っている。
- ③住民に身近な地域における福祉活動の推進のため、社会福祉協議会が地区部会（概ね中学校区を単位）の設立を進めており、平成20年度には市内全地区（63地区）での組織化が完了した。なお、地区部会は、自治会、民生・児童委員、各種団体などで構成されており、ふれあい食事サービス、ふれあい子育てサロンなどの小地域福祉活動に取り組んでいる。
- ④千葉市社会福祉協議会に設けられたボランティアセンターでは、ボランティアの相談・紹介、研修、活動支援等を行っており、平成20年度末現在、総数9,062人（うち個人3,920人、グループ5,142人（134グループ））のボランティアが登録されている。
- ⑤平成20年度に自殺対策連絡協議会を設立し、自殺対策計画（H21～H28）を策定した。

＜Ⅱ 健康づくりを推進する＞

（1）マクロ的な動向

- ①高齢化の進行や医学・医療の進歩などに伴い国民医療費の増加傾向が続いており、国民皆保険を堅持し、医療制度の持続可能性を確保するため、医療制度改革大綱（H17）が定められ、健康保険法等の改正（H18）が行われている。このもとで、生活習慣病対策としての特健診・特健指導の導入、新たな高齢者医療制度としての後期高齢者医療制度の創設などが行われた（後期高齢者医療制度は平成25年度を目途に新制度に移行する予定である）。
- ②近年、不規則な食事や栄養の偏りによる肥満や生活習慣病の増加のほか、食品の安全性の問題など、食をめぐる様々な問題が生じている。このなかで、食育基本法（H17）が制定され、食育への取組みが進められている。

③輸入食品の増加、遺伝子組換の食品開発への応用など、食生活を取り巻く環境が変化するなかで、BSE や輸入食品による薬物中毒、食品の偽装表示など、食の安全に対する信頼感を揺るがす問題が発生してきた。このため、リスク分析手法を導入しながら、食品の安全性の確保を総合的に推進していくために、食品安全基本法（H15.5）が制定されている。

（２）千葉市における動向

- ①「新世紀ちば健康プラン」（H14.12）に 13 分野にわたる健康目標を設定し、市民の健康づくりに取り組んでいる。また、市民一人ひとりの生活習慣病の予防、健全な食生活の実践を通じた健康づくりに向けて、子どもたちへの食育に重点をおいた「食育推進計画」（H21～H25）を策定している。
- ②市民の健康づくりに向けて、健康づくり大会などによる意識啓発のほか、ヘルスサポーターや食生活改善推進員の養成とその活動支援、健康増進センターにおける健康度測定・健康指導を行っている。このほか、早期発見・早期治療に向けた各種の検診や健康相談などを実施している。
- ③市内の医療施設数は病院 46・一般診療所 646・歯科診療所 530 で、病床数は 9,781 床となっている（H19.10）。また、医師数は 3,370 人（H17.10）である。人口あたりの病床数、医師数は大都市平均を下回っているが、東京圏でみると、他の政令指定都市を上回る水準にある（図 3-4、図 3-5 参照）。
- ④市立病院として、青葉病院（診療科 18 科、病床数 380 床）、海浜病院（診療科 15 科、病床数 301 床）があるが、医師不足の影響などから、診療の一部制限が生じるとともに、平成 18 年度以降は欠損が生じている。このため、平成 20 年度に千葉市立病院改革プランを策定し、病院事業経営の改革と良質な医療の継続的提供に向けた取組みを進めている。なお、看護師不足の解消のため、平成 19 年に千葉市青葉看護専門学校が開校している。
- ⑤食の安全の確保に向けて、関係機関と連携しながら、飲食店や食品製造施設、食鳥処理施設などの監視指導、市内に流通する食品等の試験検査、出前講座を通じたリスクコミュニケーションなどに取り組んでいる。

図 3-4 人口 10 万人あたり病床数（床/10 万人、H19）

資料：大都市比較統計年表

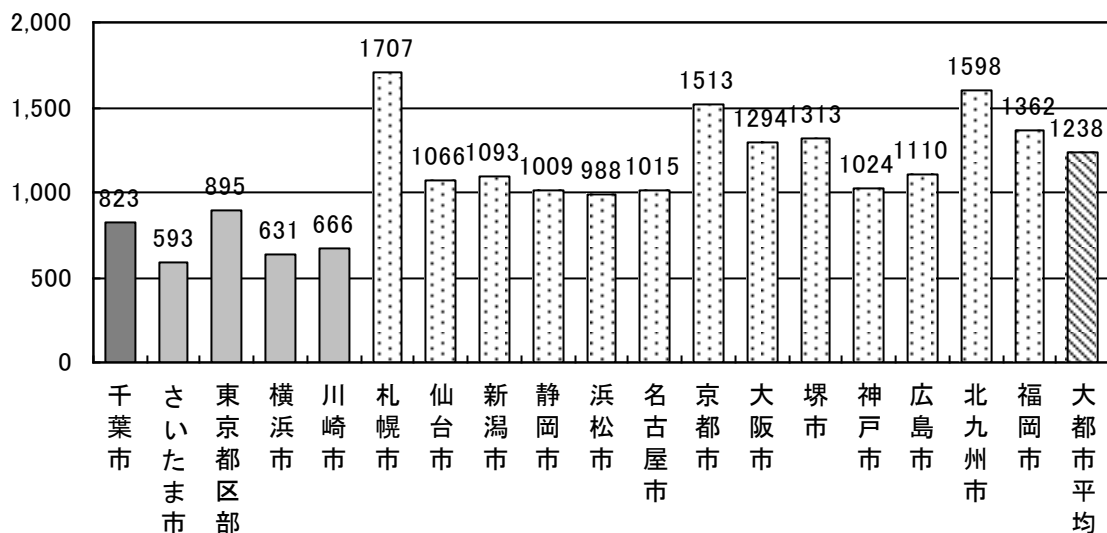
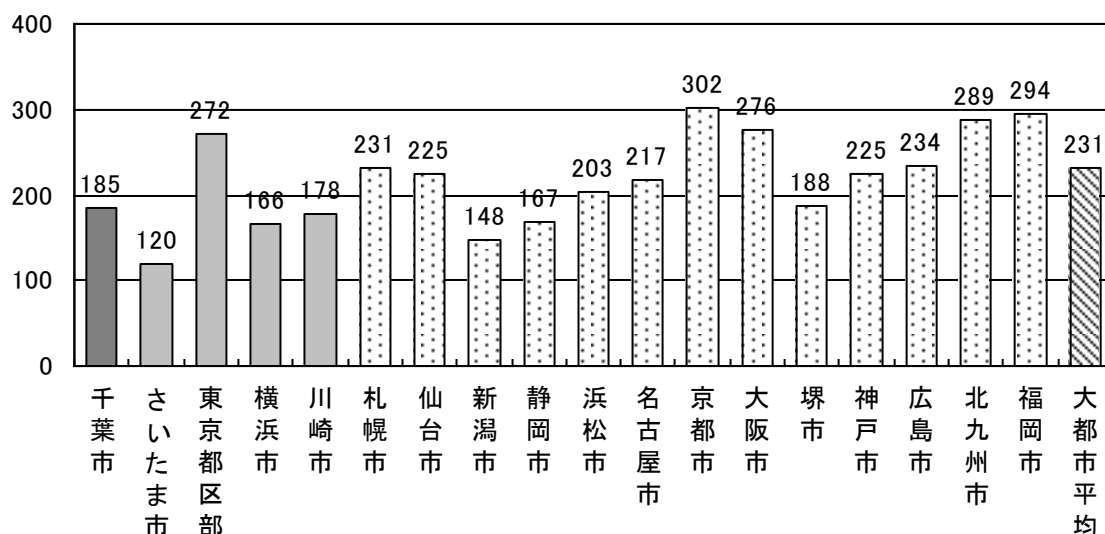


図 3-5 人口 10 万人あたり医師数（人／10 万人、H17）

資料：大都市比較統計年表



<Ⅲ 活力ある長寿社会を創造する>

(1) マクロ的な動向

- ①わが国全体の高齢化が急速に進行し、平成 47 年には 3 人に 1 人が高齢者と見込まれている。総人口は既に減少に転じているが、高齢者数は 20 百万人（H17）から、26.9 百万人（H27）、30.5 百万人（H37）、33.7 百万人（H47）へと増加が見込まれている。なお、後期高齢者についても 11.6 百万人（H17）から 21.7 百万人（H37）へと、20 年間で約 1.9 倍への増加が見込まれている。
- ②高齢者の介護に社会全体で取り組んでいくために、平成 12 年に介護保険制度が導入された。また、平成 18 年からは、制度の全般的な見直しに基づき、予防重視型システムへの転換（新予防給付・介護予防事業の創設など）、地域包括支援センターの設置（介護予防マネジメント、総合的な相談窓口機能、権利擁護などを担う）などを柱とする改正介護保険法が施行されている。
- ③高齢者の多くは元気で、活動的であることなどを踏まえ、多様なライフスタイルを可能とする高齢期の自立支援に向けて、知識・経験を活用した 65 歳までの雇用の確保、高齢者の社会参加と生きがいづくりなど、多面的な施策が展開されている。
- ④「国民生活選好度調査」（内閣府、H20）によれば、「老後に明るい見通しを持っている」人の割合は次のとおりである。
 - ・「明るい見通しを持っている」人の割合は、昭和 63 年は 30.1%、平成 11 年は 17.3%、平成 20 年は 11.8%で減少傾向を続けている。
 - ・平成 20 年の調査結果を年齢別にみると、20 歳代～50 歳代では 10%程度、60 歳代では約 15%、70 歳代では約 25%となっており、若い層ほどその割合が少なくなっている。

(2) 千葉市における動向

- ①平成 17 年における高齢者数は 16.6 万人（うち後期高齢者 5.5 万人）で、高齢化率 16.5% は全国平均を下回っている。しかし、団塊世代の高齢化に伴って急速に高齢化が進み、平成 27 年には高齢者数は 25.1 万人（うち後期高齢者 10.6 万人）と、10 年間で 1.5 倍に増加すると見込まれている。
- ②介護保険の要介護（要支援）認定者数は約 24,700 人（H20.3 末）で、平成 12 年の約 8,600 人から約 2.9 倍に増加している。その要因としては、高齢者の増加に加えて、認定率（第 1 号被保険者に対する認定者の割合）の上昇があり、平成 12 年の 8.6%が平成 20 年には 14.4%となっている。
- ③要介護者については、介護サービス事業者を通じて、居宅サービス・施設サービスが提供されている。また、平成 18 年からは、認知症等の高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスも提供されている。
- ④介護予防については、生活機能評価に基づく特定高齢者（介護保険の認定には該当しないが、今後介護が必要となる可能性がある高齢者）の把握を進めるとともに、総合介護予防教室などの介護予防プログラムへの参加を促している。
- ⑤特別養護老人ホームやグループホーム等の整備への助成によって介護サービスの基盤を整備しており、日常生活用具の給付をはじめ、きめ細かな生活支援サービスを提供している。なお、地域包括支援センター（あんしんケアセンター）は市内 12 か所に設置されている。
- ⑥多数を占める元気な高齢者の社会参加や生きがいをいづくりに向けて、ことぶき大学校、いきいき健康園芸を行うとともに、各公民館における高齢者学級・教室、実年スポーツ教室などを開設している。また、高齢者の活動の場として、いきいきプラザ（6 か所）、いきいきセンター（9 か所）などが整備されている。

<IV 安心して生み、育てる環境づくりを推進する>

(1) マクロ的な動向

- ①わが国では出生率の低下が続き、合計特殊出生率は 1.37（H20）という低い水準にある。平成 20 年の出生数は約 109 万人で、第 2 次ベビーブーム期に当たる昭和 48 年の 209 万人の約 52%となっている。
- ②政府は、昭和 63 年の「1.57 ショック」（合計特殊出生率が 1.57 となり、昭和 41 年（ひのえうま）の 1.58 を下回った）を契機に少子化対策に着手し、エンゼルプラン（H6）、新エンゼルプラン（H11）、子ども・子育て応援プラン（H16）などが実施されてきた。
- ③しかし、少子化傾向には歯止めがかからず、平成 18 年には「新しい少子化対策」として、「社会全体の意識改革」「子どもと家族を大切にする視点からの施策の拡充」による少子化対策の抜本的な拡充・転換が打ち出され、児童手当制度における乳幼児加算、育児休業給付率の引き上げ、放課後子どもプランの推進などが実施されてきた。
- ④これに並行して、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（H19.12）が決定され、中長期的な経済発展を支える労働力確保の鍵は、「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解消にあるという考え方が打ち出され、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワ

ーク・ライフ・バランス)の実現」及び、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を並行的に推進していくこととされた。

- ③「少子化対策に関する特別世論調査」(内閣府、H21.1)の主な結果は次のとおりである。
 - ・「低い出生率が続くことで、わが国の将来に危機感を感じる」人は83.0%である。
 - ・「少子化対策で特に期待する政策」としては、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」58.5%、「子育てにおける経済的負担の軽減」54.6%、「妊娠・出産の支援」54.6%、「子育てのための安心、安全な環境整備」51.9%、「地域における子育て支援」46.0%の回答率が高くなっている。
- ④「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識調査」(内閣府、H20.8、登録モニターに対するインターネット調査)の主な結果は次のとおりである。
 - ・「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、希望と現実が一致している人は約15%に留まり、希望と現実には大きな乖離がある。
 - ・「仕事」優先が理想は2.0%であるが、現実には約半数が「仕事」優先となっている。
 - ・「家庭」優先の希望は、男女ともに18%程度であるが、現実には「家庭」優先とする人は、男性では8.5%、女性では30.2%で、性別によって大きな違いがある。
 - ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた政府の取組みとして最も重要なものは、「保育所など子育て支援の拡充」24.5%、「ワーク・ライフ・バランスの法規制の強化」16.9%、「ワーク・ライフ・バランスの重要性のPR」15.1%が上位を占めている。

(2) 千葉市における動向

- ①年間の出生数は、この15年間程度は概ね8千人台で推移している。これは、出生率の低下を、若年層の転入などによる人口増加が補ってきた結果と考えられる。しかし、今後は、転入人口の減少や高齢化の進行によって、出生数の減少が見込まれる。
- ②保育サービスの充実のため、保育所の整備・定員増を進めており、受入児童数は9,296人(H16)から10,906人(H20)に増加している。しかし、318人(H21.4)の保育所待機児童が発生している。また、多様な保育サービスの提供のため、休日保育(H20は3か所)、一時保育(19か所)、延長保育(91か所)などを実施している。このほか、保育所以外でのサービス提供として、保育ルームへの助成(H20:56か所)、病児・病後児の保育(7か所)、保育ママの登録(22名)、私立幼稚園における預り保育の助成(79園)などを実施している。
- ③地域における子どもの居場所の確保のため、105小学校区・114か所(H20)に子どもルームを開設するとともに、全小学校(120校)において放課後子ども教室を実施している。
- ④子育てを地域で支えるネットワークづくりとして、Qiball内に子ども交流館及び子育て支援館(H19.10)を開設するとともに、地域子育て支援センター(H20:8か所)、子育てリラックス館(10か所)、ファミリー・サポート・センターの運営を行っている。
- ⑤子どもと母親の健康づくりに向けて、妊婦健診の助成、乳幼児健診や各種相談などの母子保健サービスを実施している。また、不妊専門相談センターによる相談及び不妊治療費の助成を行っている。

- ⑥子どもたちの主体性を育み、自立を支援するため、子どもたち（中高生）の意見を市政に反映させるためのワークショップの開催、専門家が専門領域について分かりやすく教える子ども大学の開催（千葉大学との共催）などの取組みを平成 21 年度から始めている。
- ⑦児童虐待や DV の早期発見と保護のため、児童虐待相談、育児支援家庭訪問、専門職員向けマニュアル作成などを行うとともに、母子シェルターによる保護体制を確保している。

<Ⅴ 障害のある人もない人も共に暮らせる社会を実現する>

（１）マクロ的な動向

- ①障害者福祉に関する制度は、社会福祉基礎構造改革の一環として身体障害者福祉法等が改正され、平成 15 年に従来 of 措置制度から、本人の選択によるサービス利用を基本とする支援費制度へと移行した。しかし、精神障害者が対象外とされたこと、利用者の急増によって財政的に厳しい状況をむかえるなど、制度上の問題が指摘された。
- ②そこで、障害者施策の総合化、自立支援型システムへの転換の考え方が示され、平成 18 年から障害者自立支援法が施行されている。このなかで、障害種別（身体・知的・精神）によらない共通のサービス体系に一元化されるとともに、障害者福祉サービスに対する負担については、応能負担から応益負担への転換が行われた。
- ③施設福祉から在宅福祉へという大きな流れのなかで、障害者の自立した暮らしの確立に向けて、就労支援が特に重要な課題となっている。このため、一般就労への移行促進に向けた、障害者の働く場に対する発注促進税制（H20）が創設され、また、福祉的就労の底上げのため、非雇用の形態で働く障害者の工賃引き上げの取組みが強調されている。
- ④平成 21 年 9 月に誕生した民主党政権は、障害者自立支援法を廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとしている。現在、「障がい者制度改革推進本部」及びその下部機関として「障がい者制度改革推進会議」を設置し、当事者である障害者を構成員に加え新たな制度の検討を行っている。

（２）千葉市における動向

- ①平成 20 年度における障害者手帳の交付状況は、身体障害者手帳交付数 27,853 人（平成 15 年度は 22,343 人）、療育手帳交付数（知的障害者）4,414 人（同 3,422 人）、精神障害保健福祉手帳所持者数 3,037 人（同 1,455 人）で、それぞれ増加傾向にある。
- ②障害児の療育のため、市療育センターを再整備し、知的障害児通園部門を新設するとともに、肢体不自由児通園施設や障害児デイサービス機能を有する大宮学園の改築と機能充実（H15）、重症心身障害児施設である桜木園の改築整備と定員拡充・通園事業（H18 リニューアルオープン）を実施した。このほか、自閉症等の発達障害者に対する支援の中核を担う発達障害者支援センター（H20.1）を開設している。
- ③障害者の就労支援のため、千葉障害者就業支援キャリアセンター（H16.1 開設）において、就職相談、職場実習、ジョブコーチ支援（職場指導員が、一定の期間職場に付き添って、職場環境の整備や職場への定着をサポートする）を行うとともに、障害者就労支援パソコン講座の開設（H18）、障害者職業能力開発プロモート事業（H19）などの新しい取組み

に着手している。このほか、福祉的就労の拡充に向けて、県障害者就労事業振興センター（H17 設立）の運営の参画し、授産製品の販路・受注や商品開発、各作業所に対する経営指導等に取り組んでいる。

- ④障害者の社会参加を進めるため、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、平成 19 年度には、市内 16 の公共施設にオストメイト対応トイレを整備した。また、アジアで初めての世界的障害者卓球選手権大会（H19 開催）の支援を行うとともに、平成 22 年度に開催される全国障害者スポーツ大会千葉大会（市内では正式競技 4 競技、オープン競技 4 競技を実施予定）の開催準備を進めている。
- ⑤障害者の地域社会における生活・活動の場の整備のため、グループホーム・生活ホームの整備を促進するとともに、入居する障害者に対する家賃の助成等を行っている。

3. 次期基本計画に向けた課題

①前期高齢者（65 歳～74 歳）に期待する役割の具体化と社会参加の促進

千葉市では、団塊世代前後の人口割合が高いことから、今後 5～10 年間は、後期高齢者とともに前期高齢者が急増し、平成 32 年前までは後期高齢者よりも多数を占める（表 3-7 参照）。

このため、地域社会の担い手としての役割が期待される前期高齢者については、その役割の具体化と実現に向けた取り組みを進めていく必要がある。また、65 歳以上を高齢者として従属人口（注）に区分する従来の考え方を改め、新しい高齢者像を描き出すことによって、福祉や医療分野などで支援を必要とする「高齢者」を大きく減少することが可能となる。

注：従属人口：人口を年少人口（14 歳以下）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）と 3 区分する場合、年少人口と老年人口を合わせて従属人口という（従属人口は、生産年齢人口に扶養される階層という考え方に基づいている）。

表 3-7 前期高齢者・後期高齢者の見通し

単位：人、%

		H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47
人口（人）	前期高齢者	96,891	121,778	138,291	127,552	105,410	107,687	129,228
	後期高齢者	55,340	77,645	105,630	136,717	164,037	168,885	164,243
総人口に占める割合（%）	前期高齢者	10.5	12.7	14.3	13.2	11.1	11.7	14.6
	後期高齢者	6.0	8.1	10.9	14.1	17.3	18.4	18.6

②市民の健康保持・向上

千葉市の医療体制は、病床数・医師数からみると、東京圏では相対的に高い水準にある。しかし、市民 1 万人アンケートにおける「保健・福祉分野」の結果をみると、健康・医療に関連する項目では、今後重要なこととして「医療体制・サービスの充実」を回答する割合が 43.1%で最も多く、「がん検診など、検診体制の充実」24.7%、「健康づくり事業・活動の普及」11.9%となっている。このため、市内で不足する診療科目の充実や情報の提供など、市民が安心できる医療サービスの提供という視点を中心として、施策を推進する必要がある。

疾病予防や健康づくりは、市民一人ひとりの自覚と実践によるところが大きく、政策評価指標「健康づくりに気を使っている市民の割合」は増加傾向にあるが、市民の意識啓発を進めながら、さらに一層市民意識を高めていく必要がある。

特に、高齢者の健康保持・向上は、一人ひとりの高齢者が地域社会との関わりなどのなかで、生きがいを持って暮らすために重要なだけでなく、医療・介護などのために必要とされる家庭・地域社会や地方自治体におけるさまざまな負担軽減の観点からも重要である。特に、介護保険の認定割合が高まる後期高齢者の健康保持・向上が特に重要である。

③高齢者を支えるサービスの充実

高齢化の進行に伴って、高齢夫婦世帯や高齢単独世帯の増加が見込まれる。このなかで、特に単独世帯では家庭内での助け合いが期待できないため、疾病や災害などのリスクに弱いと考えられる。

すべての高齢者ができる限り住みなれた地域で、安心して心豊かな生活を営むためには、高齢者を支えるきめ細かなサービスの提供が必要である。しかし、政策評価指標「高齢者に対する保健福祉サービスが充実していると思う市民の割合」は 20%程度にとどまっており、今後、自助・共助・公助の考え方を基本とした取組みを充実していく必要がある。

④住宅団地等の高齢化した地域コミュニティを支える仕組み

昭和 30 年代～40 年代に開発された住宅団地などでは、20 歳代後半から 30 歳代に入居した階層が人口の多くを占め、ある時期に急速に高齢化が進む可能性がある。

既に、市内の住宅団地の一部では、高齢化率が 40%を超えているが、この団地では、自治会・地域住民だけでなく、牛乳・新聞の配達業者も参加する見守りネットワークの活動などの取組みが始められている。

今後、このような先進的な事例を参考としながら、高齢化が進む地域コミュニティの担い手づくりと活動の仕組みづくりを拡大していく必要がある。

⑤女性の社会参画・子育て支援

人口減少時代には、就労を含めて、女性が社会で積極的な役割を果たしていくことが期待される。近年は、M 字カーブの底が浅くなるなど、女性の社会参加は進みつつある。

しかし、女性にとって、仕事と育児の両立は容易ではない状況が続いており、千葉市においても、子育て支援に向けた諸施策が展開されているが、保育所入所待機児童数が横ばい傾向で推移するとともに、「子育て支援サービスは充実していると思う市民の割合」は約 20%程度で推移しており、今後ともさらなる取組みの強化が必要である。

⑥障害者を中心に考えた障害者福祉の充実

障害者福祉については、障害者自立支援法の「障害者ができるだけ地域で自立して暮らせるようにする」との基本理念には一定の社会的合意があると考えられるが、制度内容が現場の実態にあっていないという指摘は少なくない。

このため、制度の見直し・改善の動きがあるが、千葉市においても、障害者にとってのより良いサービスという観点から障害者福祉の充実を進めていく必要がある。

表 3-8 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：%

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
公共の場でのバリアフリー化が進んでいると思う市民の割合	26.9	32.9	40	50
高齢者に対する保健福祉サービスが充実していると思う市民の割合	20.1	19.0	35	50
子育て支援サービスは充実していると思う市民(小学生以下の子どもと同居している市民(学生・生徒を除く))の割合	18.7	21.0	35	50
健康づくりに気を使っている市民の割合	57.2	63.4	65	70
医療体制は充実していると思う市民の割合	28.0	29.0	40	50

資料：千葉市「政策評価表」：第3部 安心して暮らせる健康福祉のまちを創る

表 3-9 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
進行した歯周炎に罹患している60歳の割合(%)	56.9	54.1	53.0	54.2	52.8	50.0
介護・支援を必要としない高齢者の割合(%)	86.36	85.69	86.23	86.24	85.91	85.61
いきいきプラザ・センターの利用者数(人/年)	547,688	515,397	514,238	548,413	632,475	689,000
保育所入所待機児童数(人)	340	270	329	335	136	0
ファミリー・サポート・センター活動件数(件/年)	10,118	11,281	9,422	9,197	16,047	20,000
障害者の新規就職者数(人/年)	219	170	200	207	256	280
障害者のグループホーム等の利用者数(人/年)	82	96	177	200	161	214

資料：千葉市「政策評価表」：第3部 安心して暮らせる健康福祉のまちを創る

表 3-10 市民1万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3つまで選択）

項目	H16	H21
1. 病院や老人ホームなど、保健・福祉施設の整備	47.6%	48.4%
2. 看護師やホームヘルパーなど、保健・福祉サービスを行う人材の確保	28.3%	38.0%
3. ボランティアの育成や活動の支援	12.0%	8.4%
4. 健康づくり事業・活動の普及	14.0%	11.9%
5. がん検診など、検診体制の充実	27.6%	24.7%
6. 医療体制・サービスの充実	44.6%	43.1%
7. 食中毒の予防など、食品衛生管理の充実	2.8%	2.7%
8. 高齢者への福祉の充実	28.7%	33.1%
9. 高齢者の生きがいの増進	20.1%	19.0%
10. 子育て支援の充実	33.9%	33.5%
11. 障害者(障害児)福祉の充実	14.3%	11.7%
12. その他	1.8%	1.7%
無回答	2.1%	2.9%

政策 4. 生活環境のゆとりと安全を確保する

1. 現行計画における施策の方向性と体系

公共下水道や住宅・住環境などの質の高い生活基盤の整備を計画的に進め、また、人にやさしいまちづくりや人と車と地域が共生する道づくりの推進など、ゆとりのある快適な生活環境を整えるとともに、消防・防災体制の整備を図り、火災や震災などの事故や災害に強い安全な都市づくりを進めます。

○施策体系

I 快適な生活環境を整える

(人にやさしいまちづくりの推進、人と車と地域が共生する道づくりの推進、住宅・住環境の整備、市営水道の整備、公共下水道の整備と管理の充実、下水道資源・施設の多面的な活用の推進、農村生活環境の整備、し尿処理対策の推進、消費生活の安定・向上、墓地・斎場の整備)

II 安全で災害に強いまちづくりを進める

(防災体制の整備、消防体制の整備、崖崩れ対策の推進、水害対策の推進、防犯対策の推進)

2. 政策を取り巻く動向

< I 快適な生活環境を整える >

(1) マクロ的な動向

- ①高度成長期に急速に人口が増加し、市街化が進んだ都市では、道路や下水・排水などについて、量的な整備が優先された時期がある。このため、高齢社会に対応したバリアフリー化や環境負荷の小さい水処理など、時代のニーズ・市民の価値観に答えられるよう、質の高い生活環境を築いていく必要がある。
- ②高齢社会では、誰もが安心して気軽にまちに出かけられるよう、都市施設や住宅のバリアフリー化は重要な課題である。このなかで、平成 18 年にはバリアフリー新法が制定され、ハートビル法及び交通バリアフリー法を一本化するとともに、ハード・ソフト両面からバリアフリーを推進するために建築物・道路・駐車場・都市公園のバリアフリーの義務化(既存施設は努力義務)、重点整備地区(鉄道駅周辺に限定されない)における一体的な整備、住民参加の制度化などが定められた。
- ③公共用水域の水質では、河川については公共下水道の普及などによって水質の改善が進み、環境基準の達成率は 91% (H19) となっている。しかし、閉鎖性水域では水質改善が進んでおらず、東京湾の環境基準達成率は昭和 60 年代から横ばい傾向で推移し、平成 19 年度の達成率は 63%にとどまっている。このため、公共下水道の終末処理場において、窒素等を除去する高度処理の拡大が進められている。
- ④国民生活選好度調査 (H21.1、内閣府) において、生活に関連した諸側面を 10 の領域・60 項目に分けて尋ねた結果から、生活環境・生活安全に関する項目を抽出して、そのニー

ズの大きさについて整理すると、商品の安全性、交通安全、犯罪防止、災害対策など、安全性に関する項目のニーズが高いことが分かる。

また、平成 11 年度の調査結果と比較すると、総じて充足度（満足度）が向上しており、その結果、ニーズ得点が低下していることが分かる（それに対して、重要度得点はこの期間に大きな変化はない）。

表 3-11 国民生活についての重要度・満足度・ニーズ（国民生活選好度調査より抜粋）

	重要度得点		充足度得点		ニーズ得点		備 考(実際の設問)
	H11	H20	H11	H20	H11	H20	
商品の安全性	4.51	4.50	2.78	2.66	14.60	15.15	食品や薬品など商品・サービスの安全性の確保
交通安全	4.38	4.36	2.46	2.66	15.60	14.78	子どもや老人でも車に脅かされずに道を歩ける
犯罪防止	4.31	4.31	2.60	2.66	14.76	14.55	歩行者が、夜安心して道を歩ける
災害対策	4.52	4.54	2.67	2.89	15.13	14.21	地震、台風、火災などに対する防災と被災後の支援がしっかりしている
食品の適正表示	4.26	4.33	3.01	2.80	12.76	13.96	食品の品質や量、産地が正しい表示
危険施設の管理	4.40	4.40	2.83	3.04	13.99	13.22	危険な工場や施設の十分な管理
プライバシーの保護	4.36	4.33	2.80	2.99	14.03	13.18	個人生活の秘密が守られる
消費苦情処理	3.89	3.94	2.70	2.80	12.86	12.73	商品への不満や苦情について相談できる
公害防止	4.53	4.48	2.73	3.22	14.89	12.53	大気汚染、騒音、悪臭などの公害がない
快適な通勤・通学	4.07	3.94	2.98	3.22	12.36	11.06	通勤・通学が快適にできる
ゴミ・下水処理	4.40	4.33	3.02	3.48	13.14	10.92	ごみや下水が衛生的に処理されている
品揃えの豊富な店	3.91	3.85	3.18	3.27	11.11	10.60	品揃えの豊富な店が近くにある
持家	3.78	3.62	2.98	3.14	11.58	10.59	持とうと努力すれば自分の家が持てる
個室の確保	3.55	3.37	3.16	3.40	10.19	8.93	家族がそれぞれ自分の部屋をもてるような家に住む

資料：内閣府「平成 20 年度国民生活選好度調査」

注：重要度得点は、重要さについて「極めて重要」から「まったく重要でない」まで 5 段階で尋ねた回答結果を得点化したもの。重要度の 5 段階それぞれに「極めて重要」＝5 点から「まったく重要でない」＝1 点までの得点を与え、項目ごとに回答者数で加重した平均得点である。充足度得点は、同様に、充足している程度について「十分満たされている」から「ほとんど満たされていない」まで 5 段階で尋ねた回答結果を得点化したもの。ニーズ得点は、重要度得点と充足度得点を組み合わせて、施策に対するニーズを指標としたもので、重要度×（6－充足度）として算出している。

（2）千葉市における動向

- ①バリアフリーについては、千葉市交通バリアフリー基本構想（H13.11 策定）を策定し、その後、バリアフリー新法の施行（H18.12）を受けて、平成 20 年 8 月に千葉市バリアフリー基本構想を策定して、事業を進めている（表 3-12 参照）。
- ②交通事故件数の推移をみると、増加を続けてきた交通事故件数が、平成 12 年から平成 17 年には概ね横ばい傾向で推移し、以降は減少に転じており、人口あたり交通事故発生件数は大都市平均を下回り、東京圏の平均的な水準にある（図 3-6 参照）。

- ③駅周辺へのアクセスに利用される自転車は約 5 万 5 千台／日で、駅周辺（300m 圏内）の放置自転車は約 2 万台／日となっている（H18）。駐輪対策として、市内 44 駅周辺における 114 か所・約 6 万 3 千台の駐輪場の設置、マナー啓発を行っているが、撤去放置自転車は約 2 万 6 千台（H18）に及んでいる。このため、自転車等の駐車対策に関する総合計画（H20.3）を策定するとともに、海浜幕張駅、検見川浜駅などに駐輪場の整備などを進めている。
- ④本市では、住宅数、世帯数ともに増加傾向が続いているが、平成 10 年以降は住宅数が世帯数を 15%程度上回る状況にある。しかし、低所得者や高齢者など、公営住宅の需要は依然として残されているため、53 団地・7,203 戸の市営住宅（H21.4）の有効活用を中心とする施策を進めており、老朽化した市営住宅の建替え（平成 20 年度までに老朽化の著しい 14 団地のうち 7 団地を完了）や住戸の改善に取り組んでいる。なお、平成 16 年度からは借上方式も採用している。
- ⑤市内の住宅は、昭和 56 年以前（新耐震基準以前）に建築されたものが住宅全体では 32.6%、持ち家では 36.8%を占めている（平成 20 年住宅・土地統計調査）。このため、住宅の耐震化に向けて、木造住宅・分譲マンションの耐震診断（H15）や木造住宅の耐震改修（H17）の助成を行っている。このほか、分譲マンションの維持・管理や建替えのための相談窓口の開設（H14）、団地型マンション再生マニュアルの作成（H18）など、マンション再生の支援に取り組んでおり、平成 20 年度には稲毛台住宅マンションの建替が実施された。
- ⑥市内の水道は、市水道局のほか、県水道局、四街道市建設水道部により給水されており、普及率は 96.7%（H20）となっている。このうち、市水道局では、若葉区・緑区の一部（市域面積の約 30%で人口は約 57 千人、普及率 80.2%）を対象とし、第 3 次拡張事業（H15～H27）の認可を得て、未給水区域地区の解消に向けた整備に取り組んでいる。
- ⑦生活排水処理は、市街化区域を中心とする公共下水道のほか、農業集落排水（平成 19 年度に緑区・若葉区の 10 地区の整備を完了）、合併処理浄化槽の設置によって取り組んでおり、汚水処理人口普及率は 98.3%（H20）となっている。また、老朽化した下水道施設の更新・改良に加え、下水の高度処理を進めており、高度処理人口普及率は 34.5%（H19）で東京湾流域自治体では高い水準である。
- ⑧消費生活の安定・向上のため、高齢者に重点をおいた巡回講座をはじめ、情報提供や相談などを行っている。また、消費生活条例（H18.7）に基づき、不適正な取引行為を行わないよう事業者に対する指導を行っている（平成 20 年度は 92 件）。なお、新しい活動拠点として、PFI 方式を活用しながら平成 14 年度に「暮らしのプラザ」を開設している。
- ⑨斎場・墓地については、老朽化した桜木霊園火葬場に替わる施設として、千葉市斎場（H17、緑区平山町）を整備するとともに、平和公園の墓地整備・供給などを進めている。

表 3-12 バリアフリー化の取組み状況（平成 19 年度末現在）

鉄道等の 駅	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 東日本の 18 駅のうち 15 駅はバリアフリー化を完了。 ・京成電鉄は 6 駅中の 5 駅、千葉都市モノレールは全 5 駅で対応完了
バス・福 祉タクシ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスは、市内で運行するバス車両 754 台のうち 263 台で、導入率は約 31%。 ・福祉タクシーは市内に 85 台が導入されている。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・重点整備地区の経路延長 58.4 kmのうち、26.3 kmが完成（整備率は約 45%）
信号機	<ul style="list-style-type: none"> ・重点整備地区内の特定経路（生活関連経路）の信号機は、178 基のうち 122 基がバリアフリー型となっている（整備率は約 69%）。
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> ・重点整備地区内の都市公園（117 公園）のうち、園路・広場のバリアフリー化は、59 公園で整備済（整備率は約 50%）。
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な公共施設では、概ねバリアフリー化に対応している。

資料：千葉市

図 3-6 人口 1 万人あたり交通事故発生件数（件/万人、H19） 資料：大都市比較統計年表

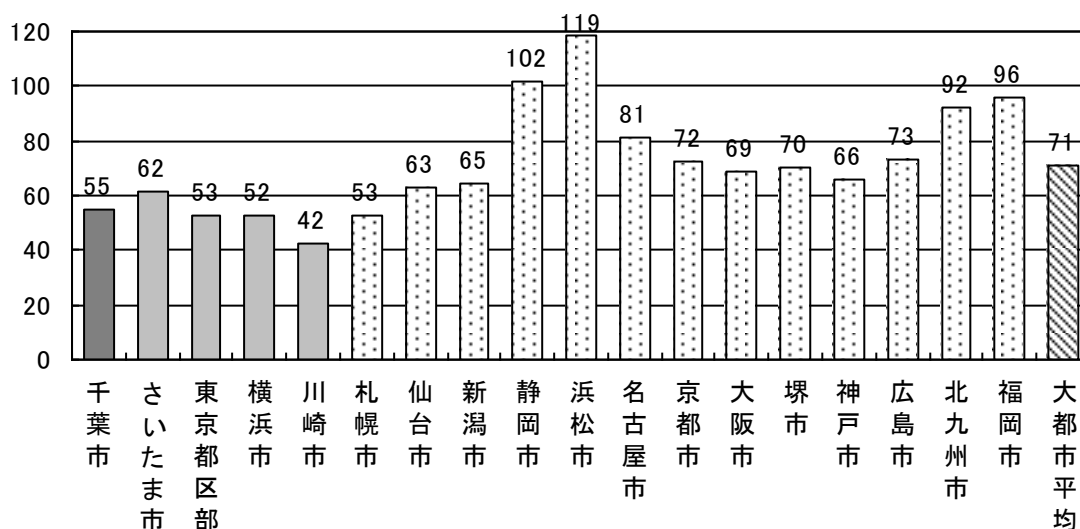


図 3-7 住宅 持家世帯の割合（%、H17）

資料：国勢調査

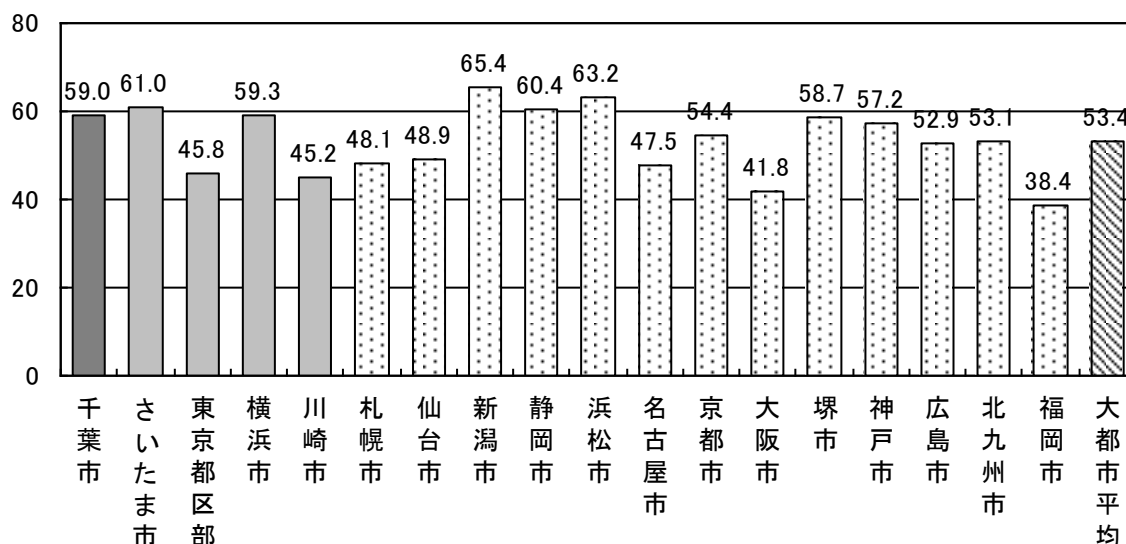
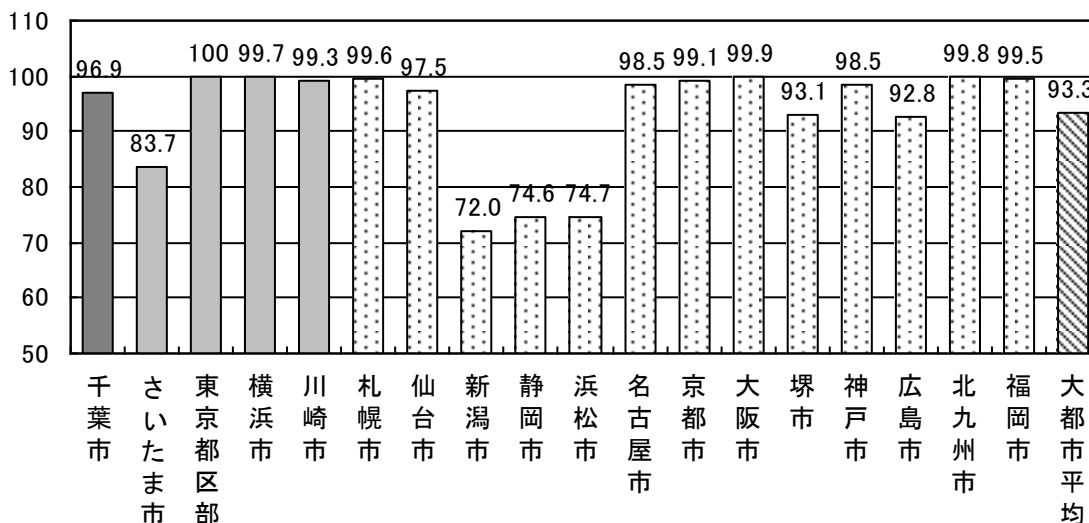


図 3-8 公共下水道 人口普及率（%、H19 年度末）

資料：都市計画年報



< II 安全で災害に強いまちづくりを進める >

(1) マクロ的な動向

①自然災害の被害は長期的にみると減少傾向にあるが、近年は集中豪雨の増加による内水氾濫（注）など、新しいタイプの災害も発生している。また、首都直下地震では、最大で 650 万人の帰宅困難者の発生、湾岸部の埋立地での液状化による被害、増加する高層建築物への影響（エレベーターの停止）など、都市の災害脆弱性が顕在化すると指摘もある。このなかで、首都直下地震対策としての基幹的広域防災拠点（2 地区）が平成 20 年度に整備を完了し、現在、公立小中学校の耐震性の向上の前倒し実施などが進められている。

注：内水氾濫：河川の氾濫や堤防の決壊等による洪水を外水氾濫と呼び、地域内の降雨による洪水を内水氾濫という。河川の改修などによって外水氾濫は減少しているが、雨水の保水・遊水機能を持つ森林や農地の減少などにより内水氾濫が増えている。

②全国の犯罪件数（刑法犯認知件数）は約 182 万件（H20）で、285 万件を記録した平成 14 年からみると大幅に減少している。しかし、年間 120 万件程度で推移していた昭和 40 年代に比べれば、依然として高水準にあり、体感治安は充分には改善回復していない。このなかで、関係機関の支援等もあつて、自治会などを中心とする防犯ボランティア団体は平成 19 年には約 3 万 8 千団体（構成員は約 234 万人）と急増している。

③第 2 次社会資本整備重点計画（H21.3 閣議決定）において、「ストック型社会への対応」が重点目標分野の一つとして位置づけられ、道路橋など、社会資本の維持管理や更新を計画的・効率的に進め、ライフサイクルコストの縮減を図ることが改めて強調されている。

(2) 千葉市における動向

①地域における防災力の向上と住民意識の向上のため、自主防災組織の結成・育成を進めている。自主防災組織の組織数は、H16～H20 の 5 年間に 120 組織が増加し、組織率は 65.4%（H21.9）となっている。

- ②災害に強いまちづくりの一環として、公共施設などの市有建築物の耐震化を進めており、平成 21 年 3 月末現在、耐震化率は 70.8%となっている（対象建築物は 1,399 棟。なお、H19.9 の耐震化率は 65.6%）。
- ③市民に防災・防犯等に関する情報を迅速に提供するため、「ちばし安全・安心メール」を平成 19 年から導入しており、登録者数は 30,276 人（H20 末）となっている。
- ④消防体制の整備のため、消防署・所の整備、大型油圧救助器具の配備や消防車両の更新、携帯電話等からの 119 番通報に対応した位置情報受信装置の導入など、消防力の向上を進めている。また、住宅用警報器の普及促進など、火災予防に取り組んでいる。
- ⑤救急業務の高度化・救命率の向上のため、救急救命士の養成、処置範囲の拡大に伴う研修・実習の充実を進めている。また、応急処置の普及のため、AED（自動体外式除細動器）の取扱いなどの救命講習会を開催しており、平成 18 年度以降の年間受講者数は 9 千人を超えている（設備等の制約により上限は年間 1 万人程度）。
- ⑥急傾斜地崩壊危険区域は市内に 20 か所（H20.4）が指定されており、県・市がそれぞれ崩壊防止工事を進めている。
- ⑦水害対策として、準用河川生実川（拡幅延長 1,900m）の改修を完了（H19）し、一級河川勝田川（拡幅延長 3,530m、H22 完了予定）・二級河川坂月川の整備を進めている。また、JR 蘇我駅周辺の浸水軽減のための雨水貯留幹線は H18 に供用を開始している。このほか、公共下水道（雨水）、一般排水路の整備や学校等の公共施設への雨水貯留施設の設置などを進めている。
- ⑧地域住民による防犯活動の活性化、防犯意識の向上のため、防犯パトロールを支援し、平成 20 年度末現在、活動団体数は 670 団体（H16:240 団体）、参加者数は 41,725 人（15,342 人）で、近年大幅に増加している。また、覚書締結による民間事業者の防犯活動への参加・協力（平成 20 年には 39 団体）などに取り組んでいる。
- ⑨道路や橋梁などの都市基盤施設は、人口増加が急速に進んだ高度経済成長期に整備が進められてきた。今後、これらの維持管理や更新に多額の費用が必要と見込まれるため、維持管理・更新のライフサイクルコストの縮減に向けた長寿命化と更新時期の平準化のために、橋梁アセットマネジメントシステムの構築を進めている。

図 3-9 人口 1 万人あたり犯罪発生件数（件/万人、H19） 資料：大都市比較統計年表

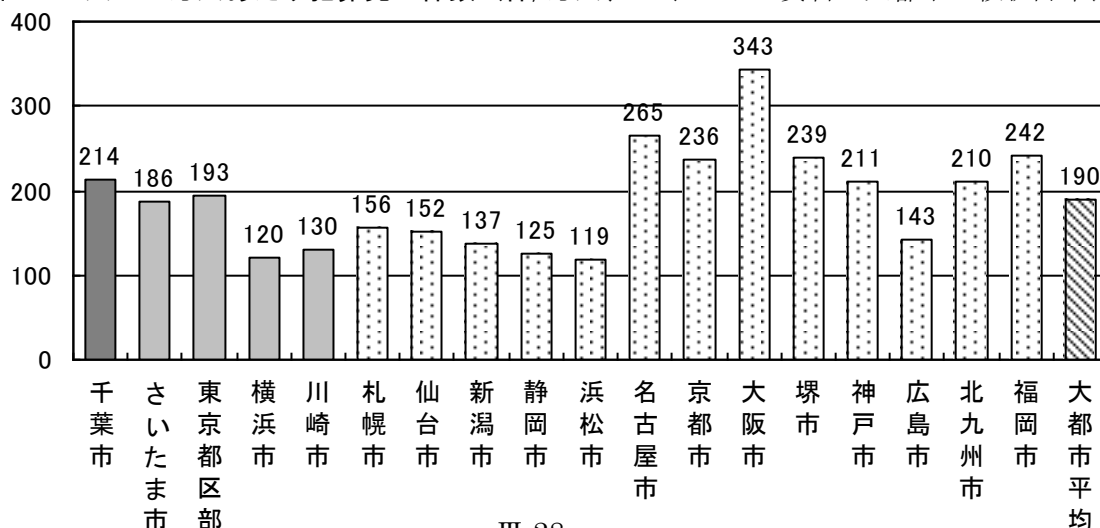
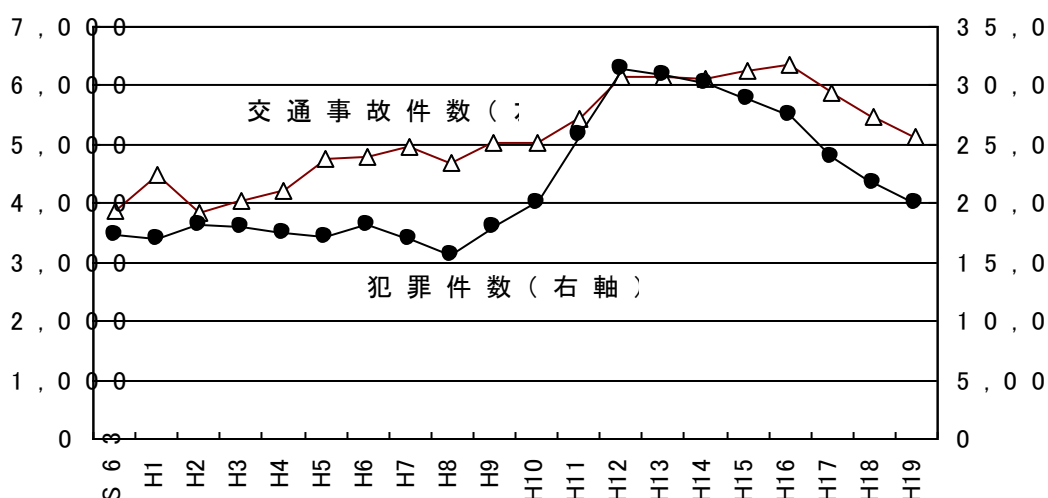


図 3-10 千葉市の交通事故発生件数、犯罪発生件数の推移

資料：千葉市統計書



3. 次期基本計画に向けた課題

①着実な取組みが求められる「快適な生活環境」の整備

「快適な生活環境」の整備は、バリアフリーや公共下水道など、着実に進展している。このなかで、政策評価指標「道路が歩きやすいと思う市民の割合」は上昇しているが、目標値に比べると十分でなく、また、高齢化の急速な進行が見込まれるため、バリアフリー化については、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

公共下水道は市内の普及率が高く、今後は処理場での高度処理の拡充が課題となる(図 3-8 参照)。また、施設・設備の維持管理や更新の重要性が高まるため、計画的な対応が求められる。

②生活安全に対する重点的な取組み

市民 1 万人アンケートでは、「生活の快適・安全」分野において、今後重要なこととしては、「防犯対策の推進」(46.9%)、「身近な生活道路の整備と充実」(44.8%)の回答が著しく多く、「大震災などに対する防災体制の整備」(39.8%)、「消費生活の安定・向上」(38.5%)、「交通安全対策の充実」(32.9%)が 30%以上で続いている。このなかで、13 項目の選択肢のうち 7 項目は重要だと回答した人の割合が 10%以下となっている。

こうした結果は、市民が日常生活で不安に感じるものがら、比較的、限定されていることを示しており、生活安全に対する取組みについては、重点化を図ることがポイントとなる。

③市民の主体的な取組みによる「犯罪からの安心感」の向上

市内の犯罪発生件数は減少しているが、依然として「生活の快適・安全」の面で、「防犯対策の推進」を重要と考える市民は多い(図 3-10 参照)。

例えば、「防犯パトロール参加市民数」は、平成 17 年度の 18,780 人から平成 20 年度には 40,200 へと 2 倍以上に増加している。これは、平成 12 年前後に市内の犯罪発生件数が

急増したことに対する危機意識の現れでもあったと考えられる。

防犯については、「体感治安」の問題が指摘されており、実際に犯罪を防止することに加えて、「犯罪は少ないという安心感」を得ることも重要であり、この両面から、市民の主体的な取組みをさらに高めていくことが重要である。

表 3-13 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：％

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
道路が歩きやすいと思う市民の割合	21.8	25.9	35	50
市内の道路は、安心して車を運転することができると思う市民の割合	15.7	20.1	30	50
消防・防災体制が整っていると思う市民の割合	16.7	22.3	45	70
市内の治安はよいと思う市民の割合	19.5	29.6	45	70

資料：千葉市「政策評価表」：第4部 生活環境のゆとりと安全を確保する

表 3-14 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
駅のバリアフリー化の割合（エレベーター整備等）（％）	38.8	44.9	55.1	63.2	65.7	83.7
歩道の段差改良率（％）	88.0	90.0	91.0	92.0	95.2	100
放置自転車台数（台）	15,143	11,530	7,531	9,610	10,557	7,500
耐震診断費助成戸数（戸）	226	624	699	735	726	1,059
耐震改修費助成戸数（戸）	12	26	51	80	66	102
汚水処理人口普及率（％）	97.4	97.9	98.1	98.3	98.2	98.7
下水道汚水処理普及率（％）	96.0	96.7	96.9	97.1	97.0	97.3
床上・床下浸水及び広範囲な道路冠水の対策率（％）	0.0	1.2	1.9	2.2	3.8	6.3
救急救命士数（人）	103	108	115	119	119	130
自主防災組織数（組織）	798	825	846	860	903	973
防犯パトロール参加市民数（人／年）	18,780	24,360	35,340	40,200	42,288	57,960
犯罪発生件数（件／年）	23,959	21,804	20,065	18,543	18,944	15,600

資料：千葉市「政策評価表」：第4部 生活環境のゆとりと安全を確保する

表 3-15 市民 1 万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3 つまで選択）

項 目	H16	H21
1. 点字ブロックやスロープなど、施設や住宅のバリアフリー化	27.7%	24.4%
2. 身近な生活道路の整備と充実	43.4%	44.8%
3. 交通安全対策の充実	33.4%	32.9%
4. 良質な住宅の整備と住宅情報の提供	9.3%	8.9%
5. 上水道の整備	5.1%	5.3%
6. 公共下水道などの整備	9.1%	7.4%
7. 消費生活の安定・向上	28.3%	38.5%
8. 墓地の整備	5.8%	3.5%
9. 大震災などに対する防災体制の整備	41.9%	39.8%
10. 消防体制の整備	4.1%	4.7%
11. 崖崩れ対策の推進	1.6%	1.2%
12. 水害対策の推進	4.0%	3.8%
13. 防犯対策の推進	54.1%	46.9%
14. その他	2.0%	1.9%
無回答	3.0%	3.6%

政策 5. 都市の機能と表情を豊かにする

1. 現行計画における施策の方向性と体系

都市活動を支える拠点が機能性を高め、そして連携し、都市全体の活力や表情をより豊かにするよう、千葉都心、幕張新都心及び蘇我副都心をはじめとする各拠点等の整備を推進し、これらを結ぶ鉄道・道路などの交通体系の確立を図ります。

また、計画的な市街地整備、既成市街地の機能更新など良好な市街地環境の整備を進め、機能的で表情豊かな都市を創造します。

○施策体系

- I 魅力ある都心と拠点づくりを推進する
(千葉都心の整備、幕張新都心の整備、蘇我副都心の育成・整備、拠点の育成強化)
- II 良好な市街地環境の整備を推進する
(良好な都市景観の形成と計画的誘導、既成市街地・市街化進行地域の整備、新市街地の計画的整備)
- III 総合交通体系を確立する
(地域の社会・経済を支える道づくりの推進、鉄道・バス等の整備促進、都市モノレールの整備、新しい交通システムの整備)

2. 政策を取り巻く動向

< I 魅力ある都心と拠点づくりを推進する >

(1) マクロ的な動向

- ①わが国の発展を牽引してきた首都圏は、急速な人口増加や産業機能の立地によって、東京都心への一極集中と都心通勤型の住宅市街地の拡大が進み、都市基盤整備の遅れもあって、長距離通勤や交通混雑などの問題に加え、快適な生活空間の確保や災害からの安全性などに問題を抱える市街地を生じさせることとなった。このため、分散型ネットワーク構造の構築に向けた業務核都市の形成などの取組みが進められてきたが、東京中心部やその近郊地域への機能集中は続いてきた。
- ②平成 21 年 8 月に首都圏広域地方計画が決定され、新たな首都圏の目指すべき方向として「国際競争力の強化」「暮らしやすく美しい地域の実現」「安全で安心な生活の保障」「良好な環境の保全・創出」「多様な主体の交流・連携」が打ち出されている。このなかで、業務核都市などの拠点地域については、それぞれの特性に応じた機能集積による自立性の高い個性的で魅力ある都市の育成・整備、集約型都市構造への転換に向けた中心市街地の活性化、拠点地域間のネットワークの構築などの方針が示されている。
- ③中心市街地の活性化に向けて平成 10 年にまちづくり三法が制定されたが、その後も中心市街地の空洞化には歯止めがかからず、大型店の立地調整の強化、支援の重点化などを図るため、平成 18 年に改正された。都市計画法・建築基準法では、都市の秩序ある整備の

ため、市街化区域・用途地域における立地規制の厳格化など、大規模集客施設の立地に係る規制や開発許可制度等の見直しが行われた。

(2) 千葉市における動向

- ①千葉市は、千葉駅周辺を中心とする千葉都心、海浜部の埋立地に業務機能の集積を目指して計画的に整備されてきた幕張新都心、鉄道の結節点である蘇我駅周辺部と臨海部との一体的な整備・活用を図る蘇我副都心の3つを都心とし、さらに、区中心拠点（区を中心性を有し、市民の多様な活動となる拠点）、地域拠点（市民の日常生活の核となる拠点）を都市内の拠点と位置づけ、各拠点の位置づけ、特性に応じた整備・機能集積を進めている。
- ②千葉都心では、JR千葉駅周辺の整備として、駅北口の弁天土地地区画整理（8.0ha）を完了するとともに、千葉駅西口地区第二種市街地再開発（1.9ha）、千葉港黒砂台線（臨海公園プロムナード、250m）の整備が進められている。また、中央地区では、中央第六市街地再開発（1.3ha）が完了し、H19.10には再開発ビル Qiball 内に設けられた子ども交流館、子育て支援館、科学館、ビジネス支援センター等が運営を始めている。さらに、中心市街地の活性化に向けて、新たな中心市街地活性化基本計画（H19）を策定し、各種イベントの開催、栄町の再生に向けた社会実験（楽市バザール、地産地消アンテナショップなど）、関連する都市基盤整備などの取組みを進めている。
- ③千葉中央港地区では、千葉中央港地区土地地区画整理（20.7ha）が完了し、千葉都心の機能強化に向けた業務地区及び港湾整備と一体となった憩いと賑わいのあるウォーターフロントの形成を図るため、千葉県と連携しながら取組みを進めている。
- ④幕張新都心は現在、幕張ベイタウンにおける住宅供給、拡大地区における土地利用などが進められている。文教地区未利用地（32.9ha）については、少子高齢化や大学の都心回帰傾向などの社会経済情勢の変化に対応するため、文教機能をベースに計画戸数約4千戸の居住機能等を導入する新しいマスタープラン（H19）が策定されている。平成19年度における活動人口は、就業者数48,500人、居住人口22,800人、就学者数9,600人、来訪者数58,700人となっている。
- ⑤蘇我副都心は、臨海部の土地利用転換に向けて、都市基盤施設等を先行整備し、民間投資を早期に誘導するため、平成12年に蘇我特定地区を指定し、関係機関との連携によりその長期的な育成・整備に取り組んでいる。これまでに、蘇我臨海土地地区画整理（38.5ha）、都市計画道路川崎町南北線（1,010m）、球技場（フクダ電子アリーナ：ジェフユナイテッド千葉のホームグラウンド）、メタン発酵ガス化施設などの整備が完了しており、ハーバシティ蘇我（大型商業施設）も開業している。
- ⑥拠点の育成・強化としては、幕張駅北口に接して東幕張土地地区画整理事業（26.1ha）を施行しており、平成20年には都市計画道路幕張町弁天線のうち区画整理事業区域内の区間の供用が開始されている。また、JR誉田駅周辺のまちづくりに向けて、駅舎の橋上化・南北自由通路の整備を平成18年度に完了している。このほか、区中心拠点における行政機能の集積のため、平成21年度には6区における保健福祉センターの整備を完了した。

＜Ⅱ 良好な市街地環境の整備を推進する＞

（１）マクロ的な動向

①人口減少型社会の到来、環境問題の深刻化などを背景として、次のような観点から都市機能を集約的に配置したコンパクトシティの考え方が広がっている。なお、地方都市ではその具現化に向けた試みがあるが、都市機能が集積し、市街地の連たんした東京圏では、コンパクトシティのイメージは十分に描かれていないのが現況である。

- ・人口の増加により市街地の拡大が進むに伴って、自動車利用を中心とする都市が形成されてきた。しかし、このような都市は環境に対する負荷が高いという現代的な課題を抱えている。また、高齢化が進むなかで、鉄道やバスなど、公共交通機関を利用しやすい、あるいは、徒歩や自転車などで用を足せるまちづくりが必要である。
- ・郊外に密度低く広がった都市に対して、道路・水道・公共下水道など、生活に不可欠な都市基盤を整備・維持していくのは財政面で効率が悪く、地方自治体の負担となる。
- ・都市の郊外への拡大と自動車利用のライフスタイルの普及に並行して、中心市街地の集客力が低下し、空洞化が進む。このことは、街の賑わいの喪失につながるだけでなく、これまで中心市街地に整備されてきた都市基盤が有効活用されないことになる。

②「美しい国づくり政策大綱」（H15.7）の具体化に向けて、景観緑三法（景観法、同法施行関係整備法、都市緑地保全法一部改正法）が平成 16 年 6 月に制定された。景観法は、景観条例など、従来、地方自治体が独自に取り組んできた景観づくりに法的根拠を与えるものであり、都市や農山漁村等における良好な景観の形成に向けて、景観計画の策定、良好な景観形成のための規制の仕組みなどが定められている。なお、景観法に基づいた景観計画を策定している地方自治体は 214 団体となっている（H22.2 現在）。

③住民やまちづくり団体が都市計画に積極的に関わっていけるよう、都市計画提案制度（H14）が創設された。また、このような提案に向けた専門的な検討を支援する仕組みとして、平成 19 年には、まちづくり計画策定担い手支援事業制度が設けられている。

（２）千葉市における動向

①景観形成の取組みとしては、平成 16 年に中央公園プロムナード（千葉駅前大通り）を都市景観条例に基づく「都市景観デザイン推進地区」に指定し、景観デザイン方針及び地区景観デザイン基準を定めて、これを誘導基準として重点的な景観形成を推進してきた。なお、景観法を踏まえ、現在、千葉市景観計画の策定が進められている。

②まちづくりへの市民参加を促進するために、「やってみようまちづくり支援事業」を平成 14 年に創設し、市民の地域レベルでの自主的なまちづくり活動に対して、公開講座、出前講座、アドバイザー派遣、活動支援（補助金）などの支援を行っている。また、市民が主体となる都市計画マスタープラン（地域別構想）の策定の方針に基づいて、磯辺地区のマスタープランが策定されている。

③住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるための制度として、都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定があり、千葉市で

は、平成 21 年 12 月現在、地区計画は 40 地区（うち H13 年度以降決定は 21 地区）、建築協定は 23 地区（同 20 地区）が決定されている。

- ④既成市街地・市街化進行地域における土地区画整理事業としては、都（88.5ha）、南部（第二工区、78.0ha）の事業を完了し、現在、小中台（31.9ha）、検見川・稲毛（68.0ha）、寒川第一（17.7ha）、南部蘇我（39.7ha）、東幕張（26.05ha）の 5 地区で施行中である。
- ⑤新市街地では、土気東（85.0ha）、古市場（12.0ha）の両地区で土地区画整理事業を施行中である。

<Ⅲ 総合交通体系を確立する>

（１）マクロ的な動向

- ①首都圏は、世界有数の鉄道ネットワークが形成され、環境負荷の小さい都市構造となっている。また、未だ充分とはいえないが、混雑解消に向けた新線建設や複々線化などの輸送力の増強が進められてきた。しかし、拡散した市街地のもとで、近年の急速な少子高齢化の進行や自動車交通への過度な依存もあって、地域における公共交通の維持が困難になっている地域も増加している。
- ②規制緩和の一環として実施された道路運送法の改正（H14.2）により、バス事業者の路線撤退が届出制になったことなどにより、不採算路線から撤退するバス会社が相次いだことを契機に、公共交通の不便地域などに対するコミュニティバス等のサービスを行う地方自治体が増えている。しかし、このようなサービスの広範囲で継続的な提供は、今後、難しくなる可能性が大きく、地方自治体の財政負担の面からも、デマンドバス（注）などの新しい取組みが試みられている。

注：デマンドバスは、バスを利用する場合、電話やインターネットなどを通じて、希望乗車時刻の事前予約を行い、予約状況に応じてバスが配車される。決められた路線だけでなく、利用者のニーズに応じた迂回ルートを走行するなど、柔軟な運行ができるという特徴があり、前橋市や豊田市などで取組みが行われている

- ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（H19.5）により、地域の公共交通の活性化・再生に向けて、乗車券の共通化、乗降場の改善等による乗り継ぎの円滑化、LRT（次世代型路面電車システム）の整備など、関係者の連携による取組みを国が支援する仕組みなどが整備されている。

（２）千葉市における動向

- ①幹線道路として、国道 357 号（市役所前～登戸間の地下立体化＝湾岸千葉地区改良）都市計画道路新港横戸町線（幸町～穴川）、塩田町誉田町線、越智町土気町線（大木戸町）、磯辺茂呂町線（園生町）等の整備を進めている。平成 19 年末現在における都市計画道路の整備状況は、計画延長 401.57 km に対して、整備済延長は 278.86 km で整備率は 69.4%（H20.3）で、全国の大都市平均の水準にあるが、東京圏では高い水準にある（図 3-11、図 3-12 参照）。

- ②この10年間の都市計画道路の整備量は年平均3.3kmである（平成9年度末の計画延長は392.66km、整備済延長は246.35km、整備率は62.7%）。また、未整備都市計画道路の95%程度は計画決定後、20年以上を経過している。このため、「都市計画道路見直しのガイドライン」（H18.9）を定め、都市計画道路の見直しを進めている。
- ③鉄道利用の利便性・安全性の向上のため、駅前広場のシェルターやバス停の上屋の設置を進めている。また、公共交通のバリアフリー化として、鉄道駅におけるエレベーターの設置、ノンステップバスの導入を進めている（表3-12参照）。
- ④市民の日常生活の身近な足として、コミュニティバス4路線（花見川区1路線、若葉区3路線）を運行しており、利用者数は535人/日（4路線合計、H20）となっている。なお、市内の路線バス利用者は長く減少傾向をたどってきたが、平成16年度の145千人/日を底として上昇に転じており、平成19年度には161千人となっている（図3-13参照）
- ⑤千葉都市モノレールの延伸（県庁前～市立青葉病院前、約2km）については、凍結し、総合交通政策として一体的に検討することとした。

図3-11 都市計画道路の整備率（%、H19年度末） 資料：都市計画年報

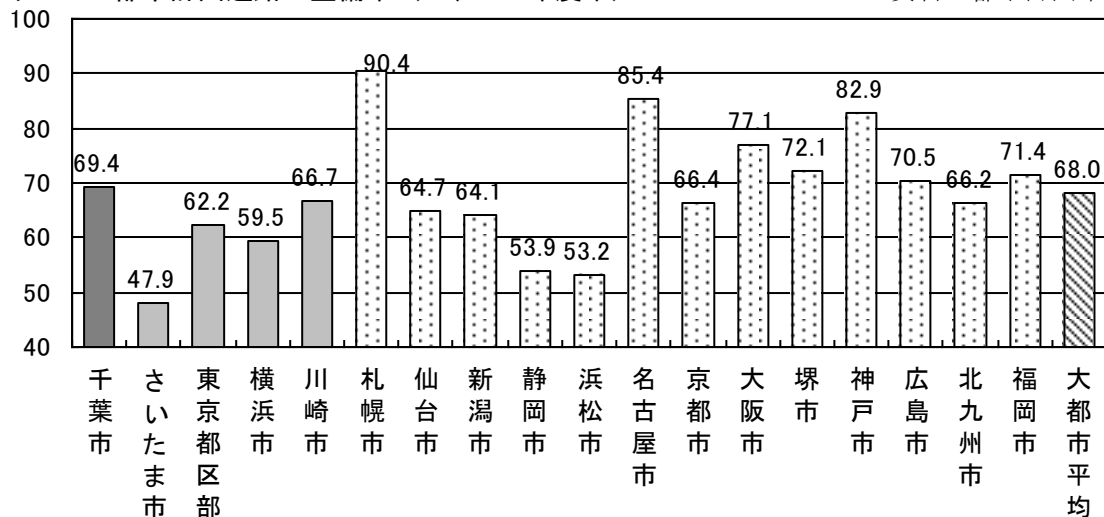
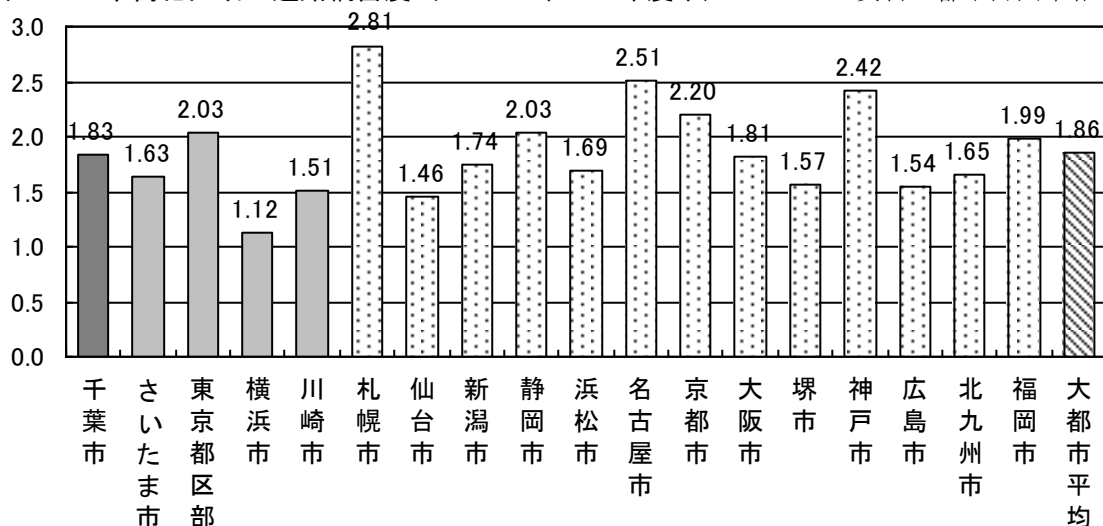


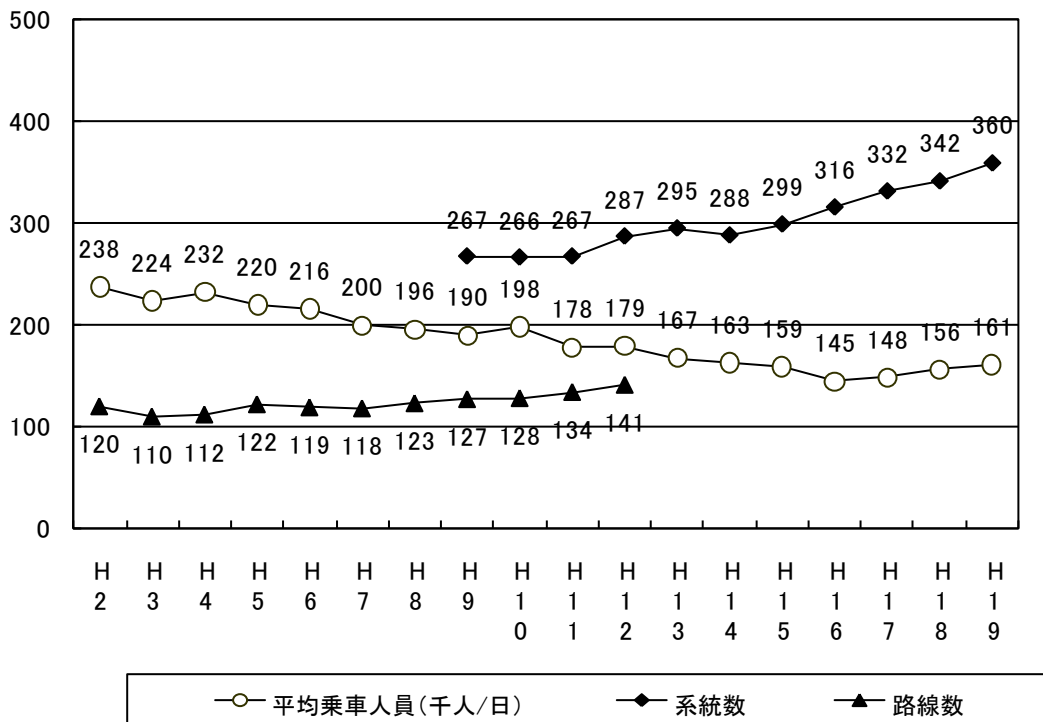
図3-12 市街化区域の道路網密度（km/km²、H19年度末） 資料：都市計画年報



注：道路網密度：整備された都市計画道路（幹線道路）の延長距離を市街化区域の面積で除して算出。1km²あたりに、整備された幹線道路がどの程度の長さあるかを示す。

図 3-13 バス運行状況・利用者数の推移

資料：千葉市統計書



3. 次期基本計画に向けた課題

①都市機能を集約的に配置したコンパクトなまちづくり

環境負荷の少ない都市構造や人口減少社会において誰もが暮らしやすいまちを実現するためには、千葉市においてもコンパクトシティの発想を活かし、徒歩と公共交通を主要な移動手段とする、さまざまな都市機能を集約したまちづくりが求められる。

この場合、現在の市街地が長期的に形成されてきたものであることも踏まえると、急速な市街地構造の転換は市民生活や市財政に大きな負担が生じる可能性がある。このため、今後、長期的な観点から機能集約型の都市構造に転換することの合意形成を進め、本市としての方向性を示すことが求められる。

②3つの都心の魅力の向上

千葉市の3つの都心（千葉都心・幕張新都心・蘇我副都心）の役割・機能分担を踏まえた育成・整備と魅力の向上が求められる。

千葉都心では、千葉中央港地区の整備により、業務機能の集積を進めるとともに、ウォーターフロントとしての魅力向上が求められる。また、千葉駅周辺の中心市街地の活性化は、中心市街地活性化基本計画に基づいて取組みが進められているが、民間と行政の役割分担の明確化と連携強化を進め、民間事業者の発意やノウハウ、市民団体の行動力などを活かしながら、多くの市民が訪れ、賑わいを生むよう、都市景観の向上などと並行した取組みをさら

に強化していく必要がある。

幕張新都心では、市内における対事業所サービス業の育成を図るとともに、新都心に立地した業務機能との連携を深めて、市内への経済的な波及効果を高めつつ、業務地区としての魅力の向上・機能の高度化を進めることが求められる。合わせて、文教未利用地区において文教機能や居住機能の導入を進めていく必要がある。

蘇我副都心では、循環型社会におけるまちづくりのシンボルとして、エコロジーパーク構想の実現を図るなど、新しい都心として、段階的な育成が求められる。

③地域住民と連携した市街地整備の推進

秩序あるまちづくりには、都市基盤の整備された市街地づくりが重要であり、計画的に市街地を整備していくことに加え、防災といった観点からも、密集市街地など、既成市街地の機能を更新していくことが求められる。

このような取組みには、行政の関与は不可欠ではあるが、地域住民との連携が重要である。住民意向に基づく地域の実情に応じたまちづくりの推進、また、公共施設等の有効活用や住民による管理などに向けて、構想・計画段階から地域住民やまちづくり団体に積極的に働きかけ、その自主的な活動の活性化を図りながら取組みを進めることが求められる。

④公共交通を中心とした総合交通体系の形成

千葉市では、東京をはじめとする広域的な交通手段としては、JR 総武線、京葉線、京成電鉄千葉線などの鉄道が主要な役割を果たしており、また、東関東自動車道水戸線、京葉道路、千葉東金道路、東関東自動車道館山線などの幹線道路による自動車交通がある。

一方、市内では、鉄道を補完するモノレール、きめ細かなサービスを提供するバスなどがある。しかし、モノレールはサービス区域が限られていること、また、バスには道路混雑などによるダイヤの乱れや需要の少ない路線でのサービス水準の問題などがあり、自動車利用中心のライフスタイルの普及もあって、自動車交通が重要な役割を果たしている。

しかし、自動車利用の現状を放置した場合、自動車利用が拡大して、公共交通の利用率とサービス水準の低下を招き、自動車利用がさらに拡大するという悪循環を生じる恐れがあり、環境負荷の増大や高齢者の交通手段の確保など、さまざまな問題の深刻化が懸念される。

このため、既に述べたとおり、都市機能を集約的に配置したコンパクトなまちづくりが求められ、その対応の一環として、公共交通を中心とする交通体系の構築が重要な課題となる。

なお、千葉市の都市計画道路は、東京圏においては相対的に高い整備水準にあるが、放射状路線に比べて環状方向路線が十分ではなく、千葉中環状道路（都市計画道路新港横戸町線）、千葉外環状道路（都市計画道路磯辺茂呂町線）など、今後とも重点的な整備が求められる。

⑤バス交通の確保と利便性の向上

市民の身近な公共交通手段であるバス交通は、長期的には機能を集約したコンパクトなまちづくりにおける基幹的な交通手段という視点に加え、高齢化に伴う自家用車等からの転換の受け皿、環境負荷の少ない地域社会の構築という視点からも重要である。さらに、市民 1 万人アンケートにおいて、「まちの利便性・賑わい分野」で今後重要なこととして、「バス交

通の利便性の向上」が38.4%で最も多くなっている。

このため、乗継ぎの改善などの交通結節点における機能向上やバス運行の定時性の確保など、バス利用の利便性を高めていくことが求められる。

また、路線バスの採算性の確保が困難な地域では、多くの地方自治体でコミュニティバスが導入されている。しかし、コミュニティバスは、運行経費補てんに要する市の財政負担が大きいのが一般であり、サービスの持続性に問題を抱え、住民ニーズへの対応と財政負担との調整が重要な課題となっている。このため、地域住民の参画のもとに、地域の特性に応じた住民の移動手手段の確保について検討していくことが求められる。

表 3-16 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：%

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
中心市街地などで食事や買物を楽しんでいる市民の割合	55.4	56.3	60	65
身近な地域の街並みに愛着を感じる市民の割合	50.8	56.5	55	60
市内の公共交通の便はよいと思う市民の割合	44.1	48.3	50	60

資料：千葉市「政策評価表」：第5部 都市の機能と表情を豊かにする

表 3-17 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
狭あい道路拡幅整備事業受付件数（件／年）	50	43	61	57	62	70
都市計画道路整備率（%）	68.9	69.1	69.4	69.7	70.9	72.3

資料：千葉市「政策評価表」：第5部 都市の機能と表情を豊かにする

表 3-18 市民1万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3つまで選択）

項目	H16	H21
1. 千葉駅や中央公園を中心とする千葉都心の整備	26.1%	27.0%
2. 海浜幕張駅を中心とする幕張新都心の整備	17.0%	13.7%
3. 蘇我駅周辺を中心とする蘇我副都心の整備	14.8%	11.9%
4. 区役所や駅周辺など各区の拠点の整備	28.5%	29.1%
5. 良好な都市景観の形成	31.2%	32.1%
6. 土地区画整理事業や市街地再開発事業などによる市街地の整備	18.4%	15.4%
7. 幹線道路の整備	29.3%	23.8%
8. 鉄道の利便性の向上	27.0%	26.3%
9. バスの利便性の向上	43.8%	38.4%
10. 都市モノレールの利便性の向上	17.1%	14.5%
11. その他	3.9%	4.7%
無回答	4.5%	5.2%

政策6. 豊かな心をはぐくむ学びの場を広げる

1. 現行計画における施策の方向性と体系

次代を担う子どもたちがすくすくとその可能性を伸ばし、新しい時代を創造する心豊かな人間を育成するため、幼児教育、義務教育や高等学校教育等の振興を図るとともに、市民の多様なニーズに対応し、いつでもどこでも誰でもがその意欲に応じて学ぶことができる、生涯にわたって楽しく学ぶことのできる学習環境・機会の整備を進めます。

○施策体系

I 次代を担う子どもたちをはぐくむ

(幼児教育の振興、義務教育の充実、高等学校教育の振興、障害児教育の振興、大学等高等教育の振興、青少年の健全育成)

II 心のふれあう生涯学習を推進する

(ふれあい学習の推進、社会教育施設の整備・充実)

2. 分野の概況と施策の実施状況

< I 次代を担う子どもたちをはぐくむ >

(1) マクロ的な動向

- ①教育の目的・理念等の明確化に向けて教育基本法の改正（H18.12）が行われた。これを受けて、平成19年6月に教育三法が改正され、義務教育の目標の見直し、新しい職（副校長・主幹教諭・指導教諭）の設置、教育免許の更新制度の導入等が規定された。
- ②学習指導要領の改訂（H20.3）が行われ、子どもたちの「生きる力」をはぐくむ具体的な手立てとして、「教育基本法の改正を踏まえた教育内容の改善」「基礎的・基本的な知識・技能の習得等のため、授業時間数の増加を図る。特に言語活動や理数教育を充実すること」「道徳教育や体育を充実すること」などが示されている。なお、新学習指導要領は、幼稚園は平成21年度、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から全面実施される。
- ③教育振興基本計画（H20.7）が策定され、今後5年間に取り組むべき主な施策として、地域ぐるみでの学校支援（学校支援地域本部など）、新学習指導要領の円滑な実施（教職員定数のあり方など教育を支える条件整備について検討）、子どもの体力向上、幼児教育の無償化の検討、耐震化の推進などが示されている。
- ④「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中央教育審議会・特別支援教育特別委員会の答申（H17））を受け、学校教育法が改正（H18）され、従来の「特殊教育」から、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換すること、小・中学校において、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥/多動性障害）を通級指導の対象とすること、盲学校、聾学校、養護学校について障害種別を越えた特別支援学校に一本化するとともに、地域における特別支援教育の拠点として機能を充実することなどが規定された。

- ⑤再チャレンジ支援総合プラン（H18.12）が取りまとめられている。同プランでは、一人ひとりがその能力や持ち味を十分発揮し、努力が報われ、勝ち組と負け組が固定せず、働き方、学び方、暮らし方が多様で複線化した社会を目指すこととし、政府の取組みとして、「チャレンジを試みる『人』へのきめ細かな支援」、「既存制度がチャレンジする人にとって障害となっている場合、当該制度を改正」すること、「社会意識や慣行の見直しへの積極的な働きかけ」の3つの基本的施策などを示している。特に、フリーターの常用雇用化、ニート等の若者の職業的自立に向けた支援など、長期デフレ等による就職難からの再チャレンジを重視している。
- ⑥有害情報の氾濫などの子ども・若者をめぐる環境の悪化、ニート・引きこもり・不登校などの問題が深刻化するなかで、子ども・若者育成支援推進法（H21.7）が制定された。従来の個別分野の縦割りの対応には限界があることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進する基本法の性格を有している。

（2）千葉市における動向

- ①教育基本法の改正などを踏まえ、千葉市学校教育推進計画（計画期間：H21～H27）が策定された。同計画では、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」を目指すべき子どもの姿とし、また、「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」ことを教育目標として設定し、その実現に向けた施策を定めている。
- ②「わかる授業」を通じて、自ら学ぶ力を育成するために、少人数学習指導教員の配置（平成13年度に小学校1年生に導入し、平成17年度以降は小学校1～3年生に配置）、学習支援員（フレンドリーチューター）の派遣（H18～）、理科支援員の配置（H19～）などを行っている。また、平成16年度から、全市一斉学力調査を実施している。このほか、小学校6年生を対象に導入した小学校英語活動は、平成18年度からは小学校5年生にまで対象を拡大している。
- ③情報教育の推進のため、学校に校内LANの設置を進めている。中学校では普通教室への校内LANは概ね設置を完了しており、現在、小学校の整備を推進している。教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数は7.7人（H21.3）で、全国平均7.2人を若干上回る水準にあるが、政令指定都市と比較すると、遅れが目立っている（図3-14参照）。
- ④いじめ・不登校等への対応のため、教育相談を行っているほか、スクールカウンセラーを全中学校に配置するとともに、新たにそのスーパーバイザーを配置している。また、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、適応指導教室を開設している（平成21年度に美浜区に開設し、現在は市内4教室体制）。なお、不登校児童の割合は他の政令市に比べて小さい（図3-15参照）
- ⑤特別支援教育における校内支援体制の強化のため、ADHD児などが在籍する学校に対して、特別支援教育指導員を配置している。
- ⑥平成17年度から導入された学校セーフティウォッチャーは、学校ごとの安全ボランティアとして、平成20年度には約16,000人が登録されている。

- ⑦学校施設の耐震化を進めており、平成 20 年度末現在、全棟数 853 棟の 58.9%が耐震化を完了している。また、児童生徒数の増加に対応した学校施設の整備として、美浜打瀬小学校（H18）が開校したほか、鎌取第三中学校（仮称）の整備を進めている。このほか、学校施設の適正配置を目指し、初めての統合校として花島小学校が平成 18 年 4 月に開校している。
- ⑧学校給食センターの再編整備の一環として、平成 16 年度に大宮学校給食センターの PFI 手法による整備が完了し、現在、新港学校給食センターの整備が進んでいる。
- ⑨市立高校 2 校については、文部科学省から千葉高校がスーパーサイエンスハイスクール（H14）、稲毛高校がスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（H15）の指定を受けるなど、それぞれの特色を活かした取組みを進めてきたが、さらなる魅力ある学校づくりを進めるため、平成 19 年度から、千葉高校は単位制、稲毛高校は併設型中高一貫教育に再編を行った。
- ⑩青少年健全育成のために、青少年相談員を中心とする健全育成活動のほか、ユースリーダーの養成などを行っている。また、子どもたちが自然体験活動や生活体験活動等を展開する場、家族や青少年団体等が自然と親しむ多様な活動を展開する場として、平成 16 年に少年自然の家を整備している。

図 3-14 児童生徒あたりのコンピュータ台数（台／百人、H21.3） 資料：文部科学省

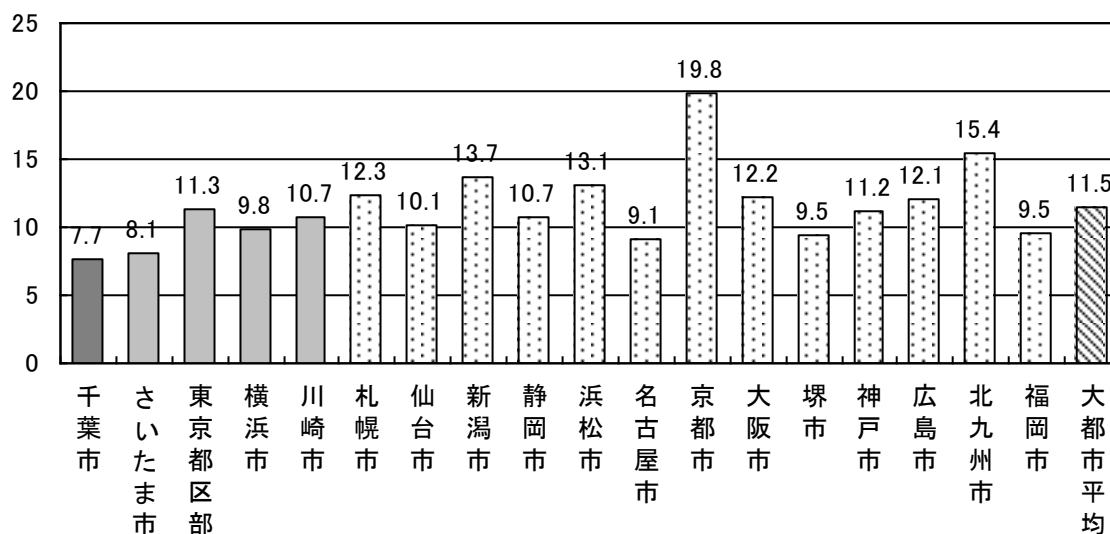
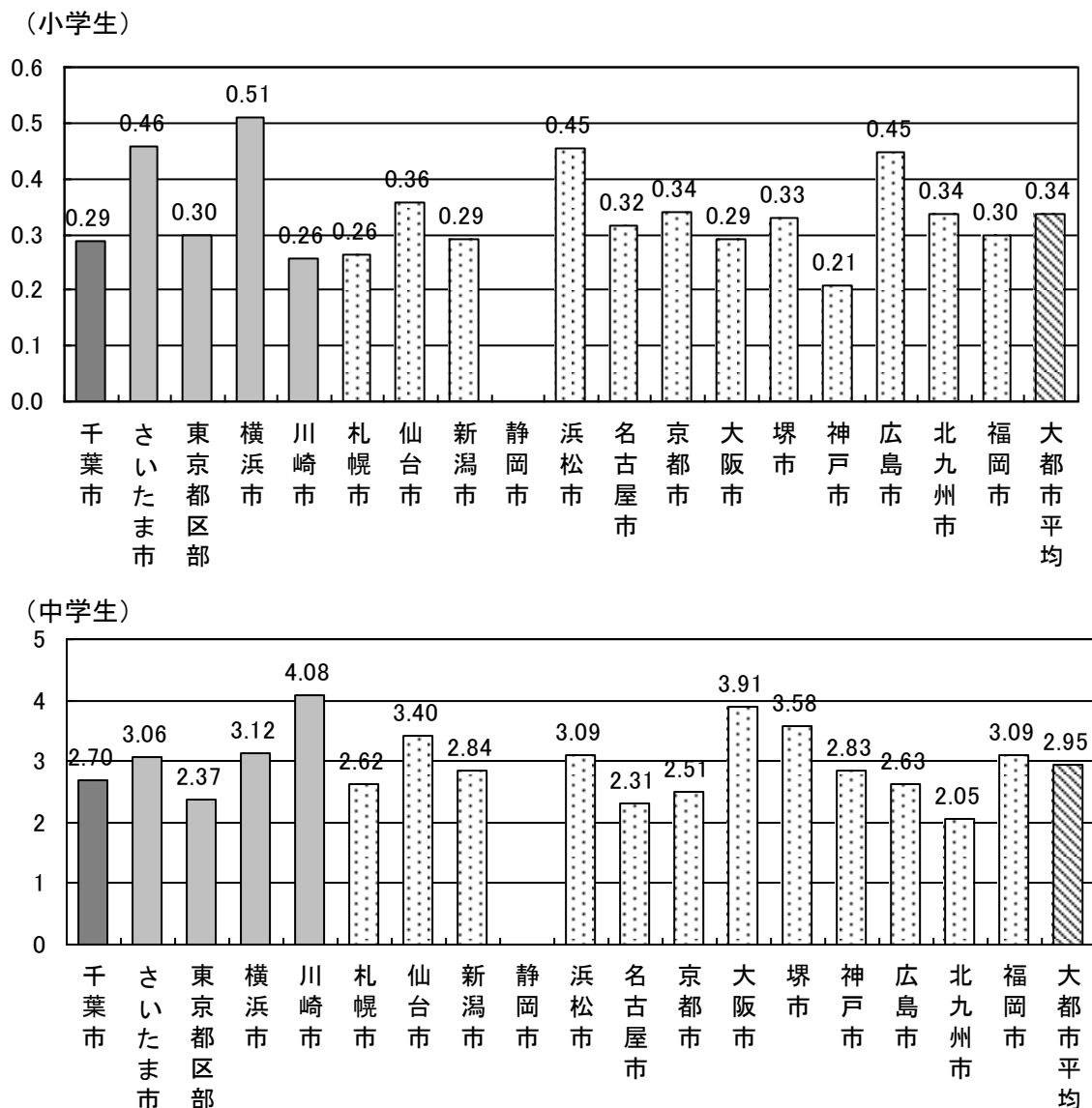


図 3-15 不登校児童生徒の割合（％、H19.5）

資料：学校基本調査



<Ⅱ 心のふれあう生涯学習を推進する>

(1) マクロ的な動向

- ①教育基本法の改正（H18.6）を受けて、中央教育審議会が「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（H20.2）を答申した。答申では、社会の変化に対応していくために総合的な「知」が求められる時代であるとの認識を示し、施策の方向性として、「『個人の要望』とともに『社会の要請』を重視した生涯学習の支援」「学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくりを通じた社会全体の教育力の向上」を打ち出している。また、施策推進の留意点として「『個人の要望』と『社会の要請』のバランスの視点」「『継承』と『創造』等を通じた持続可能な社会の発展を目指す視点」「連携・ネットワークを構築して施策を推進する視点」の3つを示している。
- ②さらに、生涯学習施策を推進するにあたっての行政の在り方を示した項において、NPOや民間事業者等との積極的な連携についても言及している。

③「生涯学習に関する世論調査」（内閣府・H20.5）の主な結果を次に示す。

- ・この1年間に「生涯学習をしたことがある」のは47.2%で、およそ半数であるが、今後については、「してみたいと思う」が70.5%となっている。
- ・生涯学習をしていない理由としては、「仕事が忙しくて時間がない45.4%」「家事が忙しくて時間がない18.9%」「きっかけがつかめない16.4%」「費用がかかる9.0%」「子どもや親の世話をしてくれる人がいない8.0%」と続き、「身近なところに施設や場所がない6.3%」の回答は多くない。
- ・生涯学習をしたことがある者の学習形式としては、「公民館における地方自治体の講座・教室33.1%」が最も多いが、「カルチャーセンターやスポーツクラブなど民間の講座・教室や通信教育」「自宅での学習活動（書籍など）」「同好者が自主的に行っている集まり、サークル活動」「職場の教育・研修」「パソコンやインターネットなど」が20%を超えており、多様な形式の学習が行われていることが分かる。
- ・一方、「増えれば良いと思う生涯学習の機会」としては、「公民館における地方自治体の講座・教室40.6%」が高い結果を示している。
- ・「今後、国や地方公共団体が力を入れるべきこと」としては、「生涯学習関連施設などにおけるサービスの充実（講座の充実・開館時間の拡大・相談窓口の充実・施設間の連携など）」が38.5%で最も多く、「情報を一元化して提供するなど、生涯学習に関する情報を得やすくする」（26.6%）、「生涯学習を支援する地域の人材（学習相談や学習機会のコーディネーターなど）の育成」（26.0%）と続いている。

（2）千葉市における動向

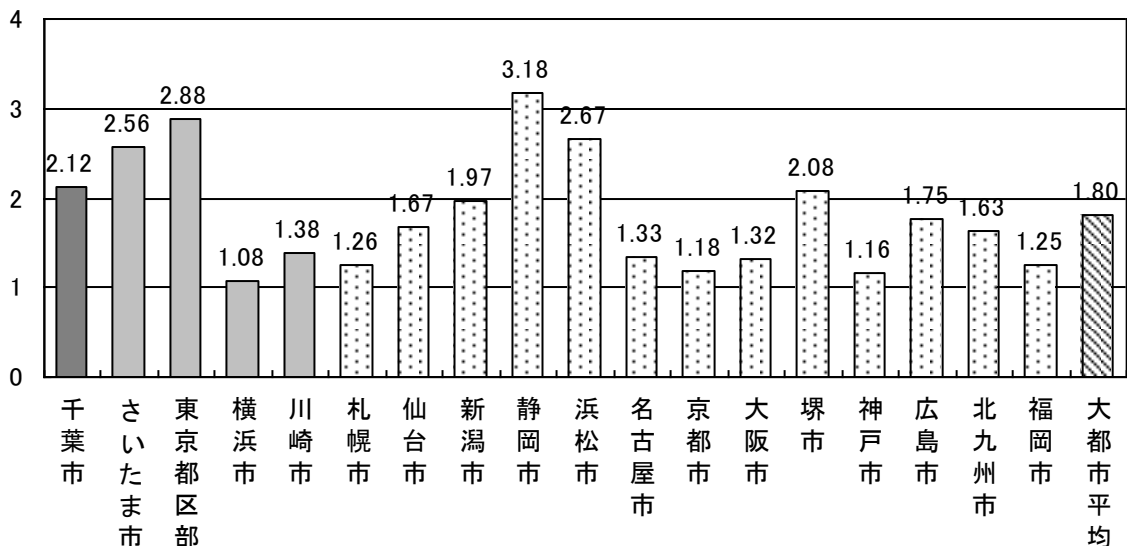
- ①生涯学習の拠点となる中央図書館・生涯学習センターは平成13年4月にオープンしている。また、市民の身近な学習の拠点となる公民館は、中学校区（現在61校）に1館を原則として設置を進め、平成18年のおゆみ野公民館の開館により総数は47館となっている。
- ②図書館としては、中央図書館のほか、美浜図書館打瀬分館（H14）、若葉図書館泉分館（H17）の新たな開館などにより、中央図書館、地区図書館6館、分館7館のほか、21か所の公民館図書室が整備されている。また、平成19年度からは、インターネットによる予約・貸出期間延長や宅配（有料）などのサービスが実施されている。図書資料は約202万冊（H20年度末、公民館図書室を除く）で、市民一人あたりでは、貸出冊数5.6冊・蔵書冊数2.7冊（ともに公民館図書室を含む）となっていて、大都市平均よりも高い水準にある（図3-16参照。但し、公民館図書室は含まない）。
- ③生涯学習センターや公民館では、さまざまな講座等を開設して、市民に学習機会を提供するとともに、生涯学習センターを中心として、生涯学習の相談、指導者（コーディネーター・ボランティア等）の養成、各種情報の提供などを行っている。なお、平成20年度の利用者数は、生涯学習センター（含む中央図書館）132.9万人、公民館（47館）122.6万人であり、いずれも増加傾向で推移している。

④生涯学習ボランティアセンター（H17.9 開設）には、市民の学習支援のために自分の知識、経験、技能を提供するためのボランティアとして、現在 900 名以上の個人・団体が登録されている。

⑤このほか、平成 15 年度からは、小学校の特別教室を土・日曜日に地域活動、文化活動、生涯学習などの場として区民を対象に開放している（市内の 2 小学校）。

図 3-16 人口あたり図書館蔵書数（冊/人、H19 年度末）

資料：大都市比較統計年表



3. 次期基本計画に向けた課題

①開かれた学校づくりによる幅広い年代層の地域住民との連携

政策評価によれば、「学校教育の取組みは充実していると思う市民の割合」「近所の青少年は健全に育っていると思う市民の割合」の評価値は充分とはいえないが、改善傾向にある。

一方、市民 1 万人アンケートでは、「教育・生涯学習分野」で今後重要なこととして、「義務教育の充実」（46.3%）、「青少年の健全育成」（45.9%）の回答が多く、年齢別にみると 30 歳代・40 歳代では「義務教育の充実」、また、50 歳代以上では「青少年の健全育成」が最も多く回答している。これは、ほとんどすべての年齢階層の市民が、子どもたちを健全に育てていくことを重視しているものと理解される。

このため、学校教育（義務教育）や青少年の健全育成にあたっては、市民の関心の高さを活かしながら、児童生徒の親に限定せず、幅広い年代層の地域住民を巻き込んで、子どもたちの健全な社会性を養っていくなど、開かれた学校づくりを一層推進しながら充実させていくことが求められる。

②情報教育を基礎とし、現代社会の課題に眼を向ける学校教育の取組み

学校教育では、子どもの学力向上は基礎的なことがらとして最も重視しなければならないが、そのような学力を社会で活かしていけるよう、現代社会の課題に眼を向けた学校教育の取組みも充実する必要がある。

特に、高度情報化社会において、インターネットなどを通じて得られる大量の情報の中から、確かな情報や必要な情報を選択できることは、国際理解、環境問題や人権など、すべて

の課題に共通して求められることがらであり、情報教育は学校教育の取組みとして重要性を増している。このため、学校における情報教育の環境を整備するとともに、教員の指導力を高めながら取組みを進めるとともに、さらに複雑な現代社会の課題に眼を向けられる子どもたちを育てていく必要がある。

③生涯学習活動の参加者の拡大

生涯学習講座の受講者数は、約 12 万人（平成 17 年度）から約 22 万人（平成 20 年度）へと大きく増加している。一方、「生涯学習施設の利用率」は 42～45%で停滞している。このことは、一般的に指摘される「公民館等の生涯学習施設の利用者の固定化」が千葉市においても生じている可能性を示唆している。

しかし、「生涯学習に関する世論調査」（内閣府・H20.5）にも示されているとおり、「実際に行っている人（5 割程度）」よりも「今後、行ってみたい人（7 割程度）」が多く、千葉市においても潜在的なニーズがある。また、市民 1 万人アンケートで、「教育・生涯学習分野」で今後重要なこととして、「公民館や図書館など、生涯学習施設の整備」（45.0%）、「生涯学習の機会の充実」（36.2%）の回答が多いことは、市民の関心の高さを示していると理解される。

このため、ソフト施策を中心として、生涯学習活動をすべての市民に拡大していくための方策を充実していくことが求められる。

表 3-19 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：%

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
学校教育の取組みは充実していると思う市民（小・中学生と同居している市民（学生・生徒を除く））の割合	19.7	26.5	35	50
近所の青少年は健全に育っていると思う市民の割合	21.3	28.3	35	50
自分が学びたいことが学べる場があると思う市民の割合	29.4	29.3	40	50
生涯学習施設の利用率	45.0	42.1	50	60

資料：千葉市「政策評価表」：第 6 部 豊かな心をはぐくむ学びの場を広げる

表 3-20 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
学校ボランティア数（人）	0	50	59	75	90	150
不登校児童生徒数の割合（%）	0.96	1.08	0.97	1.05	0.79	0.68
生涯学習講座の受講者数（人／年）	119,689	117,403	147,868	216,152	155,276	179,000
図書館図書貸出数（千冊／年）	4,177	4,137	4,228	4,326	4,818	5,246

資料：千葉市「政策評価表」：第 6 部 豊かな心をはぐくむ学びの場を広げる

表 3-21 市民 1 万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3 つまで選択）

項 目	H16	H21
1. 幼児教育の充実	21.1%	23.2%
2. 義務教育(小中学校)の充実	45.1%	46.3%
3. 高等学校教育の充実	15.3%	14.0%
4. 障害児教育の充実	14.3%	13.9%
5. 大学など、高等教育の充実	9.9%	10.3%
6. 青少年の健全育成	50.9%	45.9%
7. 生涯学習の機会の充実	38.7%	36.2%
8. 公民館や図書館など、生涯学習施設の整備	48.6%	45.0%
9. その他	2.5%	2.7%
無回答	5.1%	6.4%

政策 7. 様々な交流から新しい文化を創造する

1. 現行計画における施策の方向性と体系

市民の主体的・創造的活動が多くのお会いを生み、本市の個性豊かな文化の発信へと通じるよう、文化施設の充実とその活用、また、スポーツ・レクリエーション施設の整備など文化・芸術、スポーツに親しむ機会の拡充に努め、新しい地域文化の創造を図ります。

また、幅広い分野で国際交流に取り組んでいくとともに、国際交流から国際協力へという流れを踏まえ、本市に立地した国際関係機関等との連携など、人、もの、情報の交流ネットワークの強化を促進します。

施策体系

I 個性豊かな新しい千葉文化を創造する

(地域文化の創造、文化施設の充実と活用、文化財・伝統文化の保存と活用)

II スポーツ・レクリエーション活動を振興する

(スポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ・レクリエーション施設の整備)

III 国際化を推進する

(国際交流・協力活動の推進、外国人市民と共に生きる地域社会の形成、国際活動の拠点の形成とネットワークの強化)

2. 政策を取り巻く動向

< I 個性豊かな新しい千葉文化を創造する >

(1) マクロ的な動向

- ①平成 19 年 2 月に文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）が閣議決定された。同方針では、新たに「文化力（文化芸術の持つ、人々を引き付ける魅力や社会に与える影響力）」の考え方を打ち出し、「文化力の時代を拓く」「文化力で地域から日本を元気にする」「国・地方・民間が相互に連携して文化芸術を支える」の 3 つを基本的視点とし、「文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成」「日本文化の発信及び国際文化交流の推進」「地域文化の振興」「子どもの文化芸術活動の充実」などの重点項目を設定している。
- ②平成 20 年 5 月に歴史まちづくり法が制定された。同法では、「歴史的風致」（地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境）を後世に継承していくための取組みに対する国の支援などを定めている。

(2) 千葉市における動向

- ①千葉市では、文化振興マスタープラン（H11.3 策定）の理念・基本目標の達成に向けて、文化芸術振興計画（計画期間：H20～H28）が策定されており、「文化芸術をはぐくむまちづくり」「文化芸術に親しむ市民の裾野の拡大」「文化を創造する人材の育成」「創造活動を支える場の確保」「文化芸術活動への支援」を柱とする施策が展開されている。

- ②地域文化の創造に向けて、市民芸術祭、青少年ミュージカル、市民オペラなど、市民が舞台に立つ機会を提供するとともに、東京フィルハーモニー交響楽団との提携による定期演奏会やミニコンサート、バイサイドジャズ千葉（ジャズヴォーカル講座の受講生など、市民の発表機会もある）、美術館における企画展の開催など、鑑賞機会の提供を継続的に行っている。また、千葉文化を担う人づくりとして、芸術文化新人賞、ふれあい音楽クリニックなどを実施している。
- ③市内の文化施設としては、郷土博物館や市美術館などの博物館・美術館、市民会館、市文化ホールをはじめとするホール・会館など、県立施設を含めて多くの施設があり、さらに美浜文化ホール（メインホール 354 席、音楽ホール 152 席等）、科学館（Qiball 内）が整備された。なお、科学館では、約 200 人のボランティアが運営支援の活動を行っている。また、県内有数の音楽ホール（719 席）を有する「旧ば・る・るプラザ千葉」を、平成 18 年度に千葉市が取得し、文化交流プラザ（命名権スポンサーを募集し「京葉銀行文化プラザ」と命名）として運営している。
- ④平成 19 年に「千葉市地域文化財」の登録制度を設け、市内の一定の地域において、地域の方々が守ってきた文化財や地域を知るうえで必要な文化財、市民の生活と密接な関係にある文化財などを順次登録している（現在の登録件数は 5 件）。

<Ⅱ スポーツ・レクリエーション活動を振興する>

（１）マクロ的な動向

- ①平成 18 年 9 月にスポーツ振興基本計画が改定され、第 1 の柱として「スポーツを通じた子どもの体力向上」を新たに位置づけ、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかけ、上昇傾向に転ずることを目指し、学校と地域の連携による子どもを引き付けるスポーツ環境の整備などの施策を打ち出している。また、生涯スポーツ社会の実現のため、総合型地域スポーツクラブを育成することなどを重視している。
- ②「体力・スポーツに関する世論調査」（内閣府・H21.9）の主な結果を次に示す。
- ・運動不足を「感じる 73.9%」の回答が、「感じない 25.9%」を大きく上回っている。
 - ・市町村立の体育館、プールやテニスコートなど、公共スポーツ施設について望むこと（複数回答）としては、「身近で利用できるよう、施設数の増加 36.4%」が最も多く、「利用時間帯の拡大（早朝・夜間など） 23.5%」「初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実 23.2%」「利用手続き、料金の支払い方法などの簡略化 22.8%」が上位を占めている。なお、「特にない」は 29.9%である。
 - ・この 1 年間に運動・スポーツをしなかった理由（複数回答）としては、「忙しくて時間がない 45.9%」「体が弱い 24.0%」「年をとった 19.8%」が上位を占め、「場所や施設がない 5.4%」の回答は少ない。「体が弱い」は平成 16 年調査（12.7%）から大幅に増加している。

(2) 千葉市における動向

- ①市民のスポーツ活動、体力づくりや仲間づくりを促進するため、各種のスポーツ教室・大会を開催するとともに、スポーツ団体の育成のため、体育指導委員などの指導者の育成を進めている。なお、総合型地域スポーツクラブは4団体となっている。
- ②市民のスポーツに対する関心と理解を深めるため、国際千葉駅伝、千葉国際クロスカントリー大会等の開催を継続的に支援している。また、市民球団である千葉ロッテマリーンズ、ジェフユナイテッド千葉のホームタウンとして、その支援を行っている。
- ③近年、アクアリンク千葉（H17、アイススケート場・温浴施設等、新港クリーンエネルギーセンターの余熱利用施設）、フクダ電子アリーナ（H17、サッカー球技場）、中田スポーツセンター（H18、球技場、多目的運動場、グラウンドゴルフ場、野球場、庭球場、運動広場等）、市民ゴルフ場（H20）などのスポーツ施設を整備したほか、老朽化した施設の再整備・改修を行っている。なお、小中学校の校庭・体育館の開放は市内176校で実施しており、特に6中学校（各区1校）では夜間の校庭開放を行っている。
- ④市内の体育施設利用者数は、平成14年度の175.1万人から平成19年度には230.5万人へと、5年間で1.32倍に増加している（マリスタジアム利用者数・スポーツ広場を除く）。

<Ⅲ 国際化を推進する>

(1) マクロ的な動向

- ①わが国における外国人登録者数は増加を続け、平成20年末には221.7万人（総人口の1.74%）となっている。これは平成10年末の151.2万人に比べて70.5万人（46.6%）の増加である。国別には、中国が27.2万人（H10）から65.5万人（H20）へと大きく増加し、平成19年には初めて韓国・朝鮮を上回って第一位となっている。
- ②観光立国推進基本計画（H19.6閣議決定）では、外国人旅行者を平成22年までに1,000万人にすることを目標としており、国際的魅力的な観光地づくりなどの取組みが進められている。なお、平成20年の訪日外国人旅行者数は835万人で、ビジット・ジャパン・キャンペーンの始められた平成15年の521万人に比べて約324万人の増加となっている。また、国・地域別では、韓国238万人、台湾139万人、中国100万人など、アジアが615万人で73.7%を占め、北米は97万人、ヨーロッパは89万人となっている。
- ③日本人の海外旅行者数は、平成12年以降、概ね1,600～1,800万人程度で推移している。

(2) 千葉市における動向

- ①姉妹・友好都市交流は、周年記念として5年・10年の節目の年に公式訪問団の相互派遣等を実施している。また、姉妹・友好都市の文化・芸能を紹介するため、毎年、現地より文化芸能団を招聘し、千葉市国際文化フェスティバルを開催している。このほか、スポーツ交流や文化交流、経済交流等が行われている。
- ②市内に居住する外国人市民は22,478人（H22.1、外国人登録）で、平成11年度末からの約10年間で1.68倍に増加し、市民全体に占める割合は約2.4%に拡大している。なお、

平成 22 年 1 月における国別の外国人をみると、中国 10,205 人が最も多く、韓国・朝鮮 4,662 人、フィリピン 2,662 人と続いている。

- ③外国人市民の日常生活支援のため、相談や情報提供などを行っている。相談は、相談窓口、電話、メール等の方法により 5 ヶ国語で実施しており、平成 20 年度の相談件数は 1,950 件で、平成 16 年度（807 件）の約 2.4 倍に増加している。
- ④国際交流・国際協力ボランティア登録者数は 2,690 人（H20）で、平成 16 年度の 1,815 人の約 1.5 倍に増加しているが、ボランティア斡旋件数は、近年 650～700 件程度にとどまっている。ボランティア斡旋は日本語学習支援に関する斡旋が大部分を占めているが、英語以外の言語のニーズに応えられる登録者数が少ないことが大きな要因となっている。
- ⑤国際交流活動の拠点である国際交流プラザは、平成 20 年に移転して機能を拡充した。

3. 次期基本計画に向けた課題

①文化振興における「歴史・伝統文化」への取組み

文化芸術振興計画策定時のアンケート調査によれば、「文化的なまち」のイメージとしては、「歴史があり伝統文化が受け継がれているまち」が 78.8%で顕著に高いこと、市民 1 万人アンケートでは、千葉市を良くするために重要なこととして「文化財・伝統文化の保存と活用」が 41.4%と多いことを踏まえ、文化振興では、歴史や伝統文化の充実が必要である。

特に千葉市では、市外からの多くの転入者によって構成されている市民が千葉市に愛着を感じ、住み続けたいと思うまちづくりの一環として、地域に固有の資源である歴性や伝統文化を活用し、ふるさと意識を醸成していくことが考えられる。

②芸術・文化の催し物の企画内容と情報提供の充実

市内に整備されている多くの施設等を利用して、さまざまな文化活動が行われており、政策評価指標「芸術文化活動を行うための環境が充実していると思う市民の割合」や市民生活指標「主要文化施設利用者数」「科学館入館者数」をみても、概ね順調に推移している。しかし、文化芸術振興計画策定時のアンケート調査によれば、芸術文化鑑賞や活動の支障として、「施設の催し物などの情報が少ない」「関心のある催し物がない」「鑑賞・活動に関する情報がない」の回答が 4 割を超えており、催し物の企画内容と情報提供の充実が求められる。

③活動機会の提供など、ソフト施策によるスポーツ・レクリエーション活動の普及・拡大

次の結果は、スポーツ・レクリエーション施設の整備は、必ずしも、スポーツ活動をする市民の増加にはつながらないことを示している。

- ・スポーツ施設の新規整備により、市内のスポーツ施設の利用者数は 1.32 倍（H14～H19）に増加しているが、「定期的にスポーツ・レクリエーション活動している市民の割合」（H16～H21）は 1.13 倍にとどまっている（スポーツ・レクリエーション活動を行う市民が固定化されている可能性がある）。
- ・市民意識調査では、「スポーツ・レクリエーション施設の整備」を重要とする回答は 42.8%で、7 つの選択肢で最多となっている。しかし、内閣府のアンケート調査によ

れば、公共スポーツ施設の整備を望む回答（36.4%）は多くても、スポーツをしなかった理由として、場所や施設がないことを挙げる回答は5.4%にとどまっている。

また、公営プール、スポーツ関連の民営事業所という限定された施設の比較ではあるが、市内でスポーツ活動を行う施設は、他の大都市の平均的な水準を上回っている（図3-17、図3-18参照）。

このため、市民にスポーツ・レクリエーション活動を普及・拡大していくためには、スポーツ施設の利用のしやすさ、体力等に応じて誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会など、ソフト施策の充実が重要と考えられる。

図3-17 人口あたり公営プール数（施設/百万人、H19年度末） 資料：大都市比較統計年表

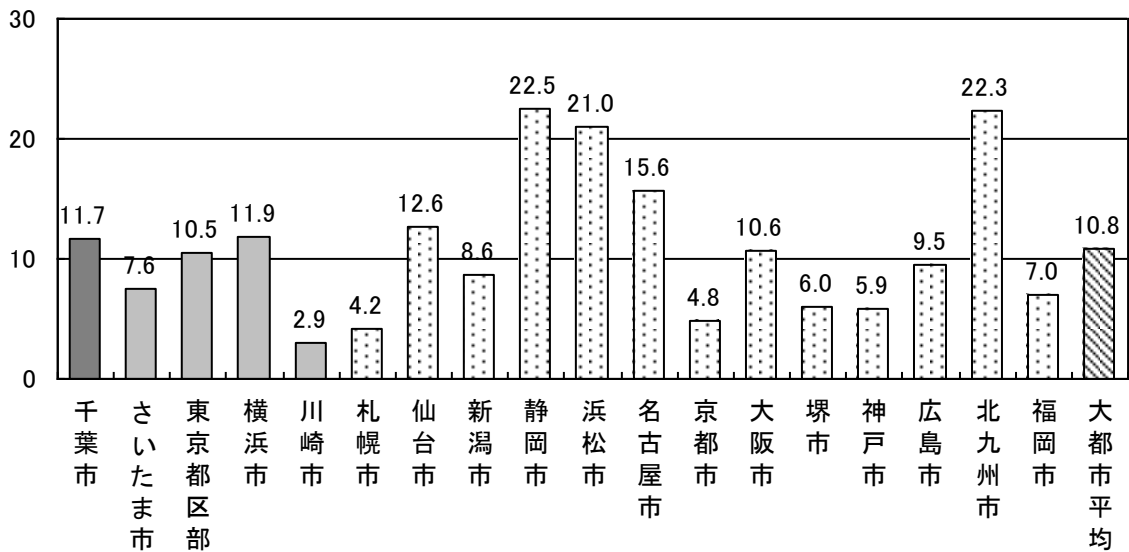
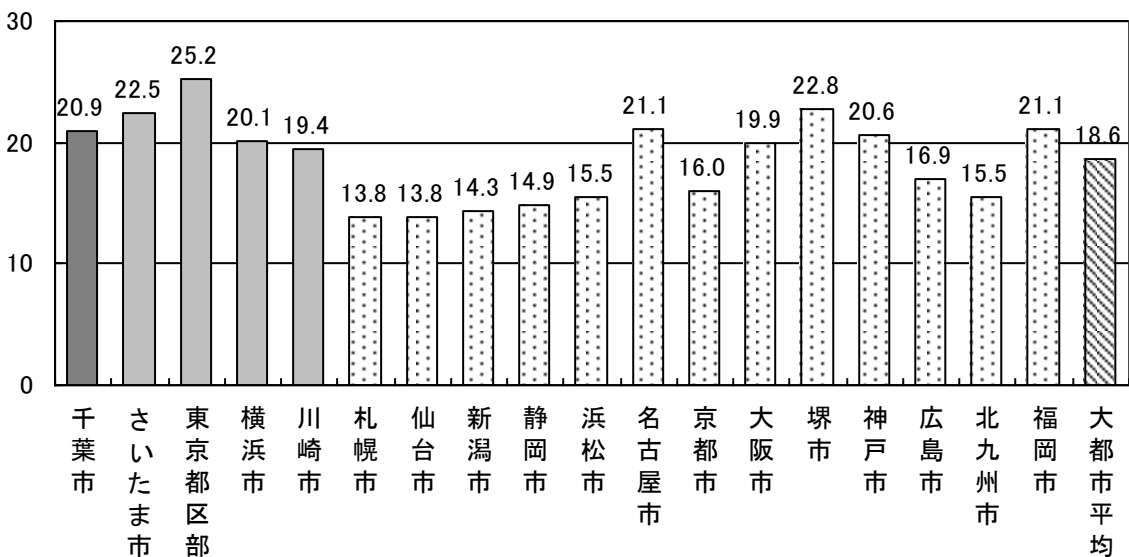


図3-18 人口あたりスポーツ関連事業所・従業者数（人/万人、H19） 資料：事業所・企業統計



注：スポーツ関連事業所：フィットネスクラブ、スポーツ・健康教室、ゴルフ練習場、ボーリング場など。産業小分類「スポーツ施設提供業」からゴルフ場を除き、フィットネスクラブ、スポーツ・健康教室を加えている。なお、対象は民営事業所のみ。

③増加する外国人市民の住みやすいまちづくりとボランティアのあり方

国際化については、外国人市民は大幅に増加しているが、市民全体からみると 2.4%と少ないこともあり、「千葉市を良くするために重要なこと」の回答率は低い。しかし、外国人市民の相談件数は急増しており、「外国人が住みやすい地域づくり」は大きな課題である。

また、国際交流・国際協力ボランティア登録者数の増加に比べて、ボランティア幹事件数が増加していない。これは、活動希望者とボランティアを必要とする人との間のミスマッチが要因と考えられ、ボランティアの発掘や育成方法などについて検討が必要である。

表 3-22 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：%

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
芸術文化活動を行うための環境が充実していると思う市民の割合	21.7	25.7	30	40
定期的にスポーツ・レクリエーション活動をしている市民の割合	24.0	27.2	35	50
国際交流・国際協力を行った市民の割合（義援金の寄付などを含む）	14.7	13.5	20	30

資料：千葉市「政策評価表」：第7部 様々な交流から新しい文化を創造する

表 3-23 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
主要文化施設利用者数（人／年）	805,220	738,118	1,322,108	1,307,326	1,162,088	1,400,000
博物館・美術館入館者数（人／年）	147,928	154,922	171,753	145,399	159,071	166,500
科学館入館者数（人／年）	0	0	224,449	404,735	180,000	300,000
国際交流ボランティア活動件数（件／年）	670	730	682	644	868	1,000

資料：千葉市「政策評価表」：第7部 様々な交流から新しい文化を創造する

表 3-24 市民1万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3つまで選択）

項目	H16	H21
1. 芸術文化活動への支援や人材育成	29.6%	32.0%
2. 博物館や文化ホールなど、文化施設の充実	40.6%	36.1%
3. 文化財・伝統文化の保存と活用	39.4%	41.4%
4. スポーツ・レクリエーション活動の推進	33.0%	31.9%
5. スポーツ・レクリエーション施設の整備	47.6%	42.8%
6. 国際交流・協力活動の推進	25.7%	21.0%
7. 外国人が住みやすい地域社会の形成	12.4%	11.6%
8. その他	1.9%	2.0%
無回答	7.3%	9.1%

政策 8. 躍動し賑わいを生む産業を展開する

1. 現行計画における施策の方向性と体系

多彩な産業が活発に活動し、都市の賑わいと魅力がより高まるよう、既存の産業の振興や新たな産業分野の開拓、多様なサービス産業の創出など、地域に根付いた産業・業務機能の集積を図ります。

また、農業生産基盤の充実強化や経営感覚に優れた意欲ある経営体の支援等、都市農業の振興を図るとともに、市民交流の促進や生活環境の整備など総合的な振興策を推進します。

○施策体系

I 地域経済の振興を図る

(新産業の創出と中小企業の育成支援、商業・業務機能の強化、都市型工業の振興、物流・港湾機能の強化、産業都市形成の推進、コンベンションの振興、観光の振興、勤労者の支援)

II 都市農林業の振興を図る

(農業生産基盤の整備、優れた経営体の育成、農畜産物価格の安定化、環境にやさしい農業の推進、都市部と農村部の市民交流の促進、森林の保全と活用)

2. 分野の概況と施策の実施状況

< I 地域経済の振興を図る >

(1) マクロ的な動向

①わが国経済は、一時的に景気回復の兆しがみえた時期もあったが、90年代初頭のバブル経済崩壊から約20年間、停滞を続けている。こうした状況に対し、新しい考え方で需要・雇用を創出することを意図する「新成長戦略(基本方針)～輝きのある日本へ～」が平成21年12月に閣議決定されている。この戦略では、2020年までに環境・健康・観光の3分野で100兆円超の新たな需要を創造し、雇用創出や、国民生活の向上を図ることとしている。また、日本の強みを活かした成長として「環境・エネルギー」「健康(医療・介護)」、フロンティアの開拓による成長として「アジア」「観光・地域活性化」、成長を支えるプラットフォームとして「科学・技術」「雇用・人材」の6つの戦略分野を示している。

②観光分野では、観光立国推進基本法(H18.12、観光基本法の全部改定)、エコツーリズム推進法(H19.6)が制定されている。観光立国推進法では、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の発展を通じ、国内外からの観光旅行を増加させることが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるとしている。こうしたなか、平成20年10月には観光庁が設置されている。また、エコツーリズム推進法では、エコツーリズムの基本理念(自然環境への配慮、観光振興への寄与、地域振興への寄与、環境教育への活用)を定めるとともに、国等の責務・役割を定めている。

- ③中心市街地の活性化に向けて平成10年にまちづくり三法が制定されたが、その後も中心市街地の空洞化には歯止めがかからず、大型店の立地調整の強化、支援の重点化などを内容として、平成18年に改正されている。中心市街地活性化法では、国による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた意欲ある地区への重点的な支援（都市機能の集積促進＝暮らし・にぎわい再生事業など、街なか居住の推進＝中心市街地共同住宅供給事業の創設など、商業等の活性化＝空き店舗への大型小売店舗出店時の規制緩和など）、多様な主体の参画する中心市街地活性化協議会の法制化（TMOの発展的改組）が規定された。
- ④再チャレンジ支援総合プラン（H18.12、41頁参照）では、フリーターの常用雇用化、ニート等の若者の職業的自立に向けた支援など、長期デフレ等による就職難からの再チャレンジが強調されている。

（2）千葉市における動向

- ①市内産業を従業者数で見ると、第2次産業18.1%、第3次産業81.0%（H17・国勢調査）となっており、他の政令指定都市との比較でも第3次産業が多いという特徴がある。
- ②中小企業の育成支援と新事業の創出のため、市産業振興財団と連携しながら、インキュベーションマネージャー・専門相談員等による相談・支援やインキュベート施設（店舗型・ビジネス型）の運営などの創業支援、コミュニティビジネスの支援、講座・研修による人材育成等を進めている。なお、平成19年にはビジネス支援センターを新たに開設している（インキュベート施設も設置している）。
- ③平成19年7月には、中小企業基盤整備機構により千葉大学亥鼻イノベーションプラザが開設された。この施設は、大学研究シーズの事業化を図る立ち上がり段階の企業を支援対象とするものであり、千葉市でも、新事業創出の重点4分野の一つである「医療・福祉分野」の拠点と位置づけ、インキュベーションマネージャーを配置するなど、支援を行っている。
- ④市内の工業団地等への企業立地の促進のため、補助制度を設けている。市内の工業団地としては、県土地開発公社による千葉土気緑の森工業団地、民間事業者によるちばりサーチパークがあり、立地企業数は、それぞれ39社、2社で、分譲済面積割合は68.2%、25.1%となっている（H21.4現在）。この他、新港経済振興地区（新港地区のうちの準工業地域）を、製造業等の操業環境の保全とその一層の集積を図る地区と位置づけ、工場・事務所等の増改築や操業環境の改善に対する助成を行っている。
- ⑤千葉市の商業は、全体としては商圈を維持しているが、個人商店の利用は増えておらず、商店街の売上は減少している。また、多くの商店街に空き店舗が発生している。市では、空き店舗の解消に向けて、家賃や改装費の助成を行うほか、商店街が自治会・NPOなどと連携して地域課題の解決に取り組む事業への助成など、商店街の活性化に向けた支援を行っている。
- ⑥千葉駅周辺の中心市街地では、平成19年8月に中心市街地活性化計画の認定を受けるとともに、栄町における都市再生まちづくり（楽市バザール、地産地消アンテナショップな

どの社会実験と実験を踏まえた計画づくり) や各種イベント開催への助成などを行っている。

- ⑦雇用対策としては、就職相談室(無料職業紹介所)の運営のほか、平成18年からは、若者を対象として、コミュニケーション能力向上セミナーの開催など、就職活動のサポートを行っている。

<Ⅱ 都市農林業の振興を図る>

(1) マクロ的な動向

- ①農業政策の基本を示す食料・農業・農村基本計画(H17.3閣議決定)が策定後5年を迎えようとしており、新たな基本計画の策定に向けた検討が進められている。基本計画策定に向けた現況の基本認識として以下の内容が示されている(H20.12農水省資料)。

- ・世界の食糧需給のひっ迫のおそれ、輸入食品の安全性など、食料供給に対する国民の不安が増大している
- ・農地面積の減少、耕作放棄地の増加とともに、農業者が高齢化するなど、国内農業が脆弱化している
- ・高齢化による集落機能の低下、都市と地方の大きな経済格差など、農村地域の活力が一層低下している
- ・食品産業が原料調達先を国産に切り替える動き、ごはん食の良さの見直しによる米の消費量の増加、海外で高い評価を得た農林水産物・食品の輸出額の増加、食品産業・建設業などが農業生産に参画する動き(特に農商工連携の取組みの本格化)など、危機を好機ととらえる新しい取組みも芽生えている

- ②新たな基本計画の策定に向けた論点として、次が示されている。(H22.3食料・農業・農村政策審議会資料)

- ・限られた用途・需要のもとで生産を抑制する政策から、多様な用途・需要に対応して生産を拡大する政策への転換
- ・担い手不足が更に深刻化する前に、施策対象の裾野を広げ、意欲ある多様な農業者を育てる政策への転換
- ・優良農地の確保と有効利用を実現しうる政策の確立
- ・活力ある農山漁村の再生に向け、地域資源を活用した新産業の育成、集落機能の強化など、施策の総合化
- ・食料自給率向上に直接的な効果のある施策を優先的に講じるなど、食料の安定供給と食品の安全の確保 など

(2) 千葉市における動向

- ①千葉市の農業は、農家数、経営耕地面積、農業産出額などの減少が続いており、農業後継者も限られていて厳しい状況にある。
- ②農業生産基盤の整備として、国営かんがい排水事業(北総中央地区)等が進められている。

- ③経営感覚に優れた人材の確保を目指し、認定農業者の育成を進めている（平成20年は181人）。また、農業新規就農者の確保に向けて、農政センターにおける研修制度（3年間）を設けているほか、農業版ハローワークを開設している。
- ④地域ぐるみで農地や水を守る共同活動や環境保全に向けた営農活動を行う組織の育成に向けて、平成19年度より農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいる。
- ⑤環境保全型農業が展開されており、特別栽培農産物（化学合成農薬と化学肥料（窒素成分）の使用量を50%削減した農産物）として、ニンジン、ダイコン、バレイショ、サトイモ、コマツナなどが栽培されている。
- ⑥地産地消の推進の一環として、生産者認証制度を創設（H19）した。この制度は、定期的な土壌診断、農薬使用基準の遵守、生産履歴の記帳などを要件とし、市内で安全・安心な農産物の生産に取り組む農業生産者を認証するものである。
- ⑦鹿島川流域の約4,100haを対象とする「いずみグリーンビレッジ構想」の具体化に向けて、「地域農業の振興と生活環境の向上」などの基本方針のもとに、3つの土地利用ゾーン（歩みのゾーン、恵みのゾーン、育みのゾーン）を設定し、都市部と農村部との市民交流を図りながら、地域ごとの特色ある整備を進めている。これまでに、都市部と農村部との市民交流のための施設として、都市農業交流センター（富田、下田、中田（H22.4オープン予定））が設置されている。

3. 次期基本計画に向けた主要課題

①政令指定都市・県庁所在地としての高度な産業機能の集積

千葉市は、首都東京の大きな影響を受けながらも、比較的高い就従比を維持している。このことには、千葉都心・幕張新都心の2つの機能集積が大きく貢献していると考えられる。例えば、千葉都心には金融・保険業などの立地が多く、また、幕張新都心は情報通信業の集積が大きく、文教地区などには高等教育機関や研究機関も立地している。

このような機能集積を活かすとともに、千葉大学亥鼻イノベーションプラザなど、大学等との連携も図りつつ、市ビジネス支援センター等を拠点として新しい産業づくりに取り組んでいくことが求められる。さらに、新しい産業づくりの波及効果を合わせて、東京圏における特徴ある高度な産業集積を進めていくことが重要な課題である。

②千葉市のイメージアップ・情報発信

千葉市では、「シティセールス戦略プラン」に基づき、「花・緑・水辺」プロジェクト、「ホームタウン」プロジェクト、「フィルムコミッション」プロジェクトを重点プロジェクトとして、個性ある資源を活かした都市イメージの向上に取り組んでいる。

この取り組みは「産業分野」に限定されるものではないが、観光・コンベンションや商業などの面での関連性が強いばかりでなく、都市イメージの向上は新しい産業づくりや地域産業の活性化にも貢献する。このような観点から、地域産業と連携した取り組みを進め、シティセールスの幅を広げていくことが重要である。

③産業振興を通じた身近な雇用機会の確保

市民1万人アンケートでは、「市内には働く場所がたくさんあると思う」という回答（市内の雇用機会の充実度）は13.9%の低い水準にとどまっている。また、同調査では、「産業分野」で今後重要なこととして、「雇用の促進」（46.1%）、「働く人の支援」（42.3%）が40%を超えて最も多くなっている。

不透明な景気動向のなかで、雇用に対する安心の確保は重要である。また、職住近接によるワーク・ライフ・バランスの実現にも貢献するものと考えられる。

このような観点から、コミュニティビジネスをはじめ、市内での創業、市内に雇用機会を充実していくことが求められるとともに、短期的には、労働・就職相談などの取組みの充実が必要である。

④地域環境を規定する要因としても重要な農業の可能性の追求

千葉市の農業は、経済的な比重はあまり高くない。しかし、若葉区や緑区などを中心として2,000haを超える経営耕地があり、地域の環境を左右する要因として重要である。

また、政策評価指標「市内の農業・農村を身近に感じる市民の割合」の大幅な上昇に加えて、「産業分野」で今後重要なこととして、「都市と農村の交流、地産地消の拡大」（29.9%）、「農業の後継者の確保・育成」（23.9%）は、産業振興に関する選択肢の中では高い回答を得ており、農業に対する市民の関心・理解は進んでいると考えられる。

このため、「いずみグリーンビレッジ構想」などを軸として、都市部の住民との交流を進めながら、農業振興の取組みを効果的に進めていく必要がある。特に、農業では従事者の高齢化と後継者不足は深刻な課題となっており、就農者に対する柔軟な考え方と、新たな就業者を迎えられる魅力ある農業づくりが求められる。

表 3-25 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：%

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
日常の買物に満足している市民の割合	73.6	76.9	75	80
市内には家族や友人と行きたい施設やイベントがあると思う市民の割合	27.7	31.0	40	50
市内の雇用機会の充実度	15.4	13.9	30	50
市内の農業・農村を身近に感じる市民の割合	18.7	30.1	30	40

資料：千葉市「政策評価表」：第8部 躍動し賑わいを生む産業を展開する

表 3-26 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
ビジネス支援センターの利用者数（人／年）	0	0	37,240	125,346	66,000	110,000
企業立地助成数（件）	7	9	13	16	20	29
映画・TV等のロケーション撮影誘致件数（件／年）	0	0	38	82	30	50
特別栽培農産物栽培品目（品目）	6	6	6	8	7	8
特別栽培農産物栽培面積（ha）	63	52	48	67	67	70
市民農園数（区画数）（区画）	3,467	3,229	2,856	2,994	3,612	3,708

資料：千葉市「政策評価表」：第8部 躍動し賑わいを生む産業を展開する

表 3-27 市民1万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3つまで選択）

項 目	H16	H21
1. ベンチャービジネスなど、新産業の創出	20.6%	13.1%
2. 中小企業の育成・支援	29.7%	29.9%
3. 商業・業務機能の強化	9.8%	8.8%
4. 工業の振興	2.3%	3.1%
5. 物流・港湾機能の強化	3.6%	4.0%
6. コンベンションの振興	8.7%	6.0%
7. 観光の振興	16.9%	17.3%
8. 働く人の支援	45.1%	42.3%
9. 雇用の促進	49.6%	46.1%
10. 水田や畑など、農業生産基盤の整備	7.2%	11.0%
11. 農業の後継者の確保・育成	14.4%	23.9%
12. 環境にやさしい農業の推進	17.2%	13.9%
13. 都市と農村の交流、地産地消の拡大	21.4%	29.9%
14. その他	1.1%	1.0%
無回答	6.3%	6.4%

政策 9. 参加と協働の社会を創る

1. 現行計画における施策の方向性と体系

市民が主体的に自己実現を図り社会に参加できるよう、ボランティア活動など社会参加活動を促進する制度や環境づくりを進める一方、地域の資源や個性を活かした都市づくりを進めるため、あらゆる人々が都市づくり、地域づくりに参加することができるよう、その機会の充実に努めます。

また、多彩な市民生活の実現や地域経済の活性化などの様々な課題に対応するため、情報・知識が共有される情報ネットワーク都市の形成を目指します。

○施策体系

I 市民主体の都市を創る

(市民公益活動の促進のための環境づくり、コミュニティづくりの推進、市民に身近な行政の推進、男女共同参画社会の形成)

II 情報ネットワーク都市を実現する

(わかりやすい市政情報の提供、電子市役所の実現、誰もが等しく情報を活用できる環境の整備、ネットワークインフラの整備)

2. 分野の概況と施策の実施状況

< I 市民主体の都市を創る >

(1) マクロ的な動向

- ①「社会意識に関する世論調査」(内閣府)によれば、「社会の一員として、社会のために役立ちたい」と考える人の割合は、平成元年の55.2%から、平成10年に61.7%、平成21年に68.3%と推移しており、長期的な傾向として緩やかに増加している。
- ②近年、「新しい公共」の考え方が広がっている。これは、「公共」は行政だけが担うものではなく、市民・団体・企業などの民間によっても「公共」が担われるべきという考え方であり、特に地域の多様な生活ニーズへのきめ細かな対応には、民間の担う「公共」が重要で、行政だけでなく、市民・団体・企業がそれぞれの責任を果たしながら、相互に連携・協力していくことが必要であるという考え方である。
- ③このなかでボランティア活動を行う人々は増えており、全国社会福祉協議会によれば、ボランティア登録者数は505万人(H7)から806万人(H17)へと増加している。また、NPO法人数も増加を続け、全国で約3万9千団体(H21.10)が認証を受けている。
- ④多くの地方自治体が市民参加・市民との協働の取組みを進めており、条例などで枠組み等を規定する自治体が増加している。
- ⑤コミュニティに関しては、近所づきあいが薄くなってきていることが指摘されている(平成19年版国民生活白書)。その要因としては、人々の地域に対する親近感の希薄化、他人の関与を歓迎しない人の増加などの価値観の変化に加え、農業や自営業の減少(勤め人の増加)による職住分離、単身世帯の増加、居住年数の短い賃貸住宅の増加などがある。し

かし、「近所付き合いは不要」とする考え方は多くなく、あまり立ち入らない比較的浅い付き合いが望まれており、同時に、困ったときに助け合うことも求められている。

- ⑥「男女共同参画に関する世論調査」（内閣府・H21.10）によるいくつかの結果を次に示す。
- ・「社会全体でみた場合の男女の地位の平等感」については、「男性の方が優遇」71.5%、「平等」23.2%、「女性の方が優遇」3.6%となっている。平成7年7月の調査結果では、それぞれの回答率は75.6%、19.5%、2.6%となっており、この14年間の変化は、「男性の方が優遇」4.1ポイント減少、「平等」3.7ポイント増加、「女性の方が優遇」1.0ポイント増加となっている（この他に、「わからない」がある）。
 - ・男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れるべきこととしては、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職の支援」64.3%、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援」63.3%、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスの充実」62.7%が6割を超えて多く、以下、「法律や制度の面で見直し」47.0%、「労働時間の短縮や在宅勤務の普及など、男女双方の働き方の見直し」46.8%で、上位5位を占める。

（2）千葉市における動向

- ①千葉市市民参加及び協働に関する条例は、市民参加によって検討を進め、平成20年4月から施行されている。平成20年度における市民参加・協働の取組項目数は245項目となっている。
- ②市民の公益的な活動の活性化のために、市民活動センター（H17、ボランティア活動やNPO活動などの市民公益活動を支援する施設）、ボランティアズカフェ（H19、ボランティア総合情報の発信拠点）が開設されている。
- ③市民の公益的活動や市民参加・協働の活性化のために、団塊世代を対象とする地域活動への参加支援セミナー、コーディネーター・ファシリテーター養成講座、市民と職員の地域課題学習会などが開催されている。
- ④広聴としては、従来の市政モニターに加え、平成19年度からインターネットモニター制度を導入し、インターネットを活用したアンケート調査などを行っている。
- ⑤コミュニティづくりの拠点となるコミュニティセンターは、平成18年長沼CCがオープンし合計14施設（中央CC松波分室、土気あすみが丘プラザを含む）となっている。
- ⑥各区の特色を引き出すとともに、区民の郷土意識を高めるため、各区独自の区民ふれあい事業、区民まつりの開催を行っている。
- ⑦市民に身近な区役所のサービス充実の一環として、区役所窓口におけるワンストップサービスを行うとともに、市民課などの一部の窓口業務のサービス時間を拡大している（毎月第2日曜日の午前中など）。また、保健福祉サービスを総合的・一体的に提供するための保健福祉センターは、平成22年4月に花見川区・稲毛区においてオープン予定であり、既設の若葉区（H17）、美浜区・緑区・中央区（H19）と合わせて、全区で開設されることとなる。

このほか、各区役所への土木関係職員（嘱託職員）の配置による道路・下水道関係の区

民要望への対応の迅速化、花見川・美浜公園事務所の分割（花見川公園事務所と美浜公園事務所）などを行っている。

- ⑧男女共同参画については、千葉市男女共同参画ハーモニー条例（H15.4 施行）に基づいて、ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（H17～H27）が策定され、意識啓発のための講座・研修会等の開催、相談、情報提供等を行っている。このなかで、平成 16 年 8 月から H21 年 4 月の変化をみると、附属機関等の女性委員の割合は 23.7%から 26.7%へ、また、女性委員がいない附属機関等の数は 39 から 11 へと改善傾向にある。また、女性センターの「はーもねっと」登録団体数は、31 団体（H17.3）から 41 団体（H21.3）に増加している。

<Ⅱ 情報ネットワーク都市を実現する>

（１）マクロ的な動向

- ①インターネットはこの 10 年間で急速に普及が進み、利用人口も約 5.4 倍と大きく増加し、平成 20 年末の利用者数は約 9,091 万人となっている。また、インターネットの利用端末としては、パソコンや移動端末（携帯電話等）を併用する人が 68.2%で最も多い。この 5 年間の増加数では、移動端末からの利用者が約 3 千万人で、パソコンからの利用者の 2 千万人を大きく上回っている。
- ②わが国は、「e-Japan 戦略」や「e-Japan 戦略 II」を通じ、ICT の利用環境において世界最高水準を達成して、さらに、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ICT を利用できる「ユビキタスネット社会」を目指し「IT 新改革戦略」による取組みを進めてきた。しかし、情報通信基盤の整備は進んできたが、多くの国民がその成果を実感できず、また国際比較でも ICT の利活用等の面に遅れのあることから、昨今の未曾有の世界的経済危機への対応という観点も含めて、「i-Japan 戦略 2015」（H21.7）が策定された。
- ③この新しい戦略では、3 大重点分野として「電子政府・電子自治体」「医療・健康」「教育・人材」を設定し、「産業・地域の活性化及び新産業の育成」「デジタル基盤の整備」の取組みと合わせて、「国民主役の『デジタル安心・活力社会』の実現」を目指すことが示されている。このなかで、「電子政府・電子自治体」分野では、電子政府の推進体制の整備（政府 CIO の設置など）、過去の計画のフォローアップと PDCA の制度化、「国民電子私書箱（仮称）」の普及による国民に便利なワンストップ行政サービスの提供や「行政の見える化」などを推進することとされている。

（２）千葉市における動向

- ①各種制度、手続、イベント、施設等の問合せに答えるため、平成 19 年に市役所コールセンターの運用が開始されている。なお、利用者の満足度調査（H22.2）では、回答者の 94.5%が「満足（5 点満点で 5 点）」と回答している。
- ②電子市役所の構築については、IT アクションプラン（第 1 次：H13～H17、第 2 次：H18～H22）に基づいて進められており、これまでに、地図情報のインターネット配信（ちば案内マップ）、電子納付の実施、電子入札システムの導入、選挙管理システムの導入（以

上 H18)、地方税申告の電子化(H19)、申請・届出手続きのオンライン化、業務ネットワークの統合及び端末の共用化(以上 H20)などを進めてきた。

③タッチパネル操作により千葉市ホームページ等を閲覧できる公共情報端末は、区役所、図書館や公民館を中心にして、市内 57 か所に設置されている。

3. 次期基本計画に向けた主要課題

①市民参加・協働への取組みの充実

分権時代には、行政だけがまちづくりを担うのではなく、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、対等な関係で協力・補完しあう協働のまちづくりが重要になる。また、協働のまちづくりは、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化に対応したきめ細かなサービスを効率的に提供するためにも有効である。

千葉市では、「市民参加及び協働に関する条例」を定め、さまざまな取組みを進めており、今後、さらなる充実が求められる。また、参加する市民が固定化する傾向もみられるため、積極的に参加者を拡大していく努力が必要であり、新しい参加の仕組みの工夫も必要である。

また、市民と行政との協働によるまちづくりの成果を向上させていくためには、市民と職員がそれぞれの視点からの率直な意見交換が重要である。現在、市民と職員の地域課題学習会などが進められているが、このようなモデル的な取組みをさらに拡大していくために、行政による対応が求められる。

また、市民 1 万人アンケートにおいて「参加・協働分野」で今後重要なこととしては「わかりやすい市政情報の提供」(51.1%) が最も多いことに加え、市民参加・協働のまちづくりには、行政運営の透明化と合わせて、まちづくりに関する情報提供と対話を通じた市民と行政との情報共有が基本となることを踏まえ、政策評価指標「市の提供する情報はわかりやすく、充実していると思う市民の割合」のさらなる増加も求められる。

②市民活動のさらなる活性化

市民と行政の協働によるまちづくりは、コミュニティ活動やさまざまなボランティア活動など、住みよいまちづくりに向けた自主的な市民活動によっても支えられるものであり、また、協働を通じて地域に対する愛着を高めるといふ成果も期待される。

このため、地域社会に貢献しようという市民の主体的な活動の活性化が求められ、活動の場の確保や情報の提供などの支援が必要とされる。また、数多くの企業が活動する千葉市では、企業が地域社会の一員として貢献していくよう、企業の社会貢献に向けた働きかけも重要である。

③市民サービスの向上

市民 1 万人アンケートでは、「参加・協働分野」で今後重要なこととしては、「行政の窓口サービスの向上」(48.9%) が半数程度の回答を得て第 2 位となっている。市民サービスの向上は、行政運営の基本であり、市民に身近な区行政の充実などとともに取組みの充実が必要である。

④男女共同参画社会の形成に向けた着実な取組み

男女共同参画社会の形成は、「参加・協働分野」における今後重要なこととしては、回答率は15.8%で下位に位置する。しかし、年齢別にみると、19歳以下では33.5%、20歳代では22.2%の回答を得ており、若い市民層からはやや重視されている。一方、内閣府による男女共同参画に関する世論調査の結果によると、男女の平等感は14年間を経ても大きくは変化していない。このため、男女共同参画社会の形成については、長期間を要することを前提として着実な取組みが求められる。

表 3-28 関連する政策評価指標（基本指標）の状況

単位：%

	実績値		目標値	
	H16	H21	H22	H27
地域活動に参加している市民の割合	29.3	32.6	40	50
市の提供する情報はわかりやすく、充実していると思う市民の割合	36.4	39.1	55	70
市内に住み続けたいと思う市民の割合	62.9	70.7	70	80

資料：千葉市「政策評価表」：第9部 参加と協働の社会を創る

表 3-29 関連する市民生活指標（補完指標）の状況

	実績値				想定値	目標値
	H17	H18	H19	H20	H20	H22
千葉市民活動センター登録団体数（団体）	320	358	377	425	410	470
コミュニティセンター利用者数（人/年）	1,481,320	1,601,459	1,689,177	1,695,631	1,792,528	2,000,000
各種証明書等の自動交付機（KIOSK 端末）の設置台数（台）	0	0	0	0	7	12
電子入札件数（件/年）	0	9	102	788	1,800	3,000

資料：千葉市「政策評価表」：第9部 参加と協働の社会を創る

表 3-30 市民1万人アンケートの結果（千葉市を良くするために重要なこと：3つまで選択）

項目	H16	H21
1. ボランティアやNPO活動の促進	27.7%	25.0%
2. コミュニティづくりの推進	28.0%	27.8%
3. 市民参加のまちづくりの推進	27.9%	28.9%
4. 行政の窓口サービスの向上	53.4%	48.9%
5. 男女共同参画社会の形成	17.8%	15.8%
6. わかりやすい市政情報の提供	50.7%	51.1%
7. 電子市役所の充実	22.2%	21.5%
8. その他	1.0%	1.1%
無回答	7.1%	8.0%